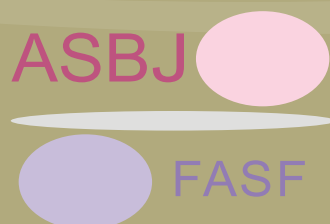


2009年5月

公開草案 ED/2009/5

公正価値測定

コメント募集期限：2009年9月28日



International
Accounting Standards
Committee Foundation®

公開草案
公正価値測定

コメント募集期限：2009年9月28日

ED/2009/5

This exposure draft Fair Value Measurement is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued as an International Financial Reporting Standard (IFRS). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents (see separate booklets) should be submitted in writing so as to be received by **28 September 2009**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.iasb.org), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright© 2009 IASCF®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

This Japanese translation of the IASB's draft IFRS and its accompanying documents contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IASCF. The Japanese translation is copyright of the IASCF.



The IASB logo/the IASCF logo/'Hexagon Device', the IASC Foundation Education logo, 'IASC Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC', 'IASCF', 'IASS', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IASCF.

Additional copies of this publication may be obtained from:
IASC Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

公開草案
公正価値測定

コメント募集期限：2009年9月28日

ED/2009/5

本公開草案「公正価値測定」は、コメントを求めることを目的に、国際会計基準審議会（IASB）によって公表されたものである。本提案は、国際財務報告基準（IFRS）として公表される前に受領したコメントを踏まえ修正される場合がある。本 IFRS（案）及び付属文書（別の冊子参照）に対するコメントは、**2009年9月28日**までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASB のウェブサイト（www.iasb.org）に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

IASB、国際会計基準委員会財団（IASCF）、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

コピーライト © 2009 国際会計基準委員会財団（IASCF）®

すべての権利は保護されている。本 IFRS（案）及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IASCF の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCF による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている IASB の本 IFRS（案）及び付属文書の日本語訳は、国際会計基準委員会財団（IASCF）の著作物である。日本語訳は、IASCF が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。



IASB 及び IASCF のロゴである 'Hexagon Device'、IASCF 財団教育ロゴである 'IASCF Foundation'、'eIFRS'、'IAS'、'IASB'、'IASC'、'IASCF'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'国際会計基準'、'国際財務報告基準' 及び 'SIC' は IASCF の商標である。

本出版物の追加のコピーは、IASCF 財団から入手できる。

Publications Department, 1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

目 次

	項番号
イントロダクション及びコメントの募集	
国際財務報告基準第 X 号「公正価値測定」(案)	
核となる原則	1
範 囲	2-3
測 定	4-55
公正価値	4-33
資産又は負債	5-6
取引	7-12
市場参加者	13-14
価格	15-16
資産への適用：最有効使用	17-21
資産への適用：評価前提	22-24
負債への適用：一般原則	25-28
負債への適用：不履行リスク	29-30
負債への適用：制限	31
持分金融商品への適用	32-33
当初認識時における公正価値	34-37
評価技法	38-40
評価技法へのインプット	41-42
公正価値ヒエラルキー	43-55
レベル1のインプット	45-50
レベル2のインプット	51-52
レベル3のインプット	53-54
ビッド価格やアスク価格に基づくインプット	55
開 示	56-61
発効日及び経過規定	62-64
付 録	
A 用語の定義	
B 適用指針	
C 現在価値技法	
D 他の IFRS の改訂	
審議会による「公正価値測定」の承認	
結論の根拠 (別の冊子参照)	
設 例 (別の冊子参照)	

はじめに

公開草案を公表する理由

本 IFRS（案）は、公正価値を定義し、公正価値を測定するにあたってのフレームワークを確立し、公正価値測定に関する開示を要求するものである。

IFRS は、資産、負債及び所有者持分金融商品の一部について公正価値で測定することを要求している。しかしながら、公正価値を測定する際のガイダンスは、IASB 又はその前身が、公正価値が特定の状況において適切な測定基礎又は開示基礎であると決定するごとに何年にもわたって断片的に IFRS に追加されてきた。

その結果、公正価値を測定する際のガイダンスは多くの IFRS に分散し、必ずしも整合していない。また、明確な測定目的やしっかりとした測定フレームワークを提供していないという点において、現在のガイダンスは不完全である。当審議会は、このことが IFRS に不必要な複雑性をもたらしており、実務における多様性の一因となっていると考えている。

本 IFRS（案）を公表する当審議会の目的は次のとおりである。

- (a) 複雑性を低減し、その適用における整合性を改善するために、IFRS によって要求又は許容されているすべての公正価値測定のガイダンスの単一の源を確立すること
- (b) 測定目的をより明確に伝えるために、公正価値の定義及び関連するガイダンスを明確化すること
- (c) 財務諸表利用者が、公正価値が用いられている程度を評価することができるように、また、彼らに当該公正価値を算定するために用いられたインプットに関する情報を伝えるために、公正価値に関する開示を強化すること

本 IFRS（案）は、追加的な公正価値測定を要求しない。

本 IFRS（案）の主な特徴

本 IFRS（案）は、公正価値を、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）として定義している。

測定日において実際の取引がない場合は、公正価値は資産又は負債についての最も有利な市場における仮想的な取引を仮定する。

公正価値測定は、企業に次のことを決定することを要求する。

- (a) 測定の対象となる特定の資産又は負債（会計単位と整合的に）
- (b) 資産について、測定にとって適切な評価前提（最有効使用と整合的に）
- (c) 資産又は負債について、最も有利な市場
- (d) 測定にとって適切な評価技法（市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を表すインプットを設定するためのデータの入手可能性、及びインプットが分類される公正価値ヒエラルキーのレベルを考慮）

コメントの募集

IASB は、IFRS 案「公正価値測定」の公開草案のどの事項についてもコメントを募集する。特に、次に記載されている質問に対する回答を歓迎する。コメントは次のようなものであれば最も有用である。

- (a) 記載された質問への回答である
- (b) コメントと関係する特定の項番号を指し示している
- (c) 明確な論理的根拠が含まれている
- (d) 必要に応じて、当審議会が検討すべき他のアプローチが説明されている

回答者は、質問のすべてにコメントする必要はなく、どの追加的な論点についてもコメントすることが奨励される。

当審議会は、**2009年9月28日**までに文書で受け取ったすべてのコメントを検討する。コメントを検討するにあたり、当審議会はそれぞれのアプローチの賛否に関する議論の良し悪しに基づき結論を出すのであって、それぞれのアプローチを支持する回答者の数によって結論を出すものではない。

当審議会は、コメント締切後に選ばれた回答者と公開の円卓会議を開催する予定である。円卓会議への参加に興味があるかどうかもお知らせ願いたい。

公正価値及び関連するガイダンスの定義

質問 1

公開草案では、公正価値を「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）」として定義することを提案しています（本 IFRS（案）の第 1 項、及び結論の背景の BC15 項から BC18 項参照）。この定義は、公正価値が IFRS の中で使用されている場合に限りレリバントとなります。

この定義は適切ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。適切でない場合、何がより適切な定義ですか、またその理由は何ですか。

範囲

質問 2

3 つの文脈において、IFRS は、当審議会がこれらの文脈で意図していた測定目的を反映しない形で「公正価値」という用語を用いています。

(a) これらの文脈のうち 2 つにおいて、公開草案では、「公正価値」という用語を置き換えることを提案しています（IFRS 第 2 号「株式報酬」における株式報酬取引の測定及び IFRS 第 3 号「企業結合」における再取得権の測定）（結論の背景の BC29 項参照）。

(b) 3 つ目の文脈は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の第 49 項における規定であり、要求払いの特性を持った金融負債の公正価値は、要求払い金額を、当該金額の支払いを要求できる最初の日から割り引いた金額を下回らないとされています（本 IFRS（案）の第 2 項、及び結論の背景の BC29 項参照）。公開草案では、「公正価値」という用語を置き換えず、その代わりに、本 IFRS の範囲から当該規定を除外することを提案しています。

これら 3 つの論点に対するアプローチ案は適切ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。当審議会は、他の文脈で類似のアプローチを検討すべきですか。もしそうならば、どの文脈においてですか、またその理由は何ですか。

取引**質問 3**

公開草案では、公正価値測定は、資産を売却する取引又は負債を移転する取引が、企業がアクセスできる最も有利な市場において行われると仮定することを提案しています（本 IFRS（案）の第 8 項から第 12 項、及び結論の背景の BC37 項から BC41 項参照）。

このアプローチは適切ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。

質問 4

公開草案では、企業は、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を用いて公正価値を決定しなければならないと提案しています（本 IFRS（案）の第 13 項及び第 14 項、及び結論の背景の BC42 項から BC45 項参照）。

市場参加者の説明は、当該定義の文脈において十分に説明されていますか。その理由又はそうでない理由は何ですか。

資産への適用：最有効使用及び評価前提**質問 5**

公開草案では、次の事項を提案しています。

- (a) 資産の公正価値は、資産を使用することによって又は当該資産を最有効使用で使用する他の市場参加者に売却することによって経済的便益を生み出す市場参加者の能力を考慮しなければならない（本 IFRS（案）の第 17 項から第 19 項、及び結論の背景の BC60 項参照）。
- (b) 資産の最有効使用は、「使用」又は「交換」のいずれかの評価前提を決定する（本 IFRS（案）の第 22 項及び第 23 項、及び結論の背景の BC56 項及び BC57 項参照）
- (c) 最有効使用及び評価前提の概念は、金融資産には用いられず、負債についてはレリバントではない（本 IFRS（案）の第 24 項、及び結論の背景の BC51 項及び BC52 項参照）。

これらの提案は適切ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。

質問 6

企業が、ある資産を当該資産の最有効使用とは異なる方法で他の資産と一緒に使用する場合、公開草案では、企業は当該資産グループの公正価値を 2 つのコンポーネント、つまり、(a) 現在の使用を前提とした資産の価値、(b) 資産の公正価値と (a) との差額（つまり、増分価値）、に分けなければならないと提案しています。企業は、増分価値をそれが関連する資産と一緒に認識しなければなりません（本 IFRS（案）の第 20 項及び第 21 項、及び結論の背景の BC54 項及び BC55 項参照）。

このガイダンス案は十分かつ適切ですか。そうでない場合、その理由は何ですか。

負債への適用：一般的な原則**質問 7**

公開草案では、次の事項を提案しています。

- (a) 公正価値測定は、負債が測定日において市場参加者に移転されることを仮定する（本 IFRS（案）の第 25 項、及び結論の背景の BC67 項及び BC68 項参照）。
- (b) 金融商品を資産として保有している関係者間の取引のための活発な市場がある場合は、当該市場で観察された価格が発行者側の負債の公正価値を表す。企業は、資産について観察された価格に対して、資産に存在する特性を調整するが、負債に存在するもの、又は存在しないものは調整しない（本 IFRS（案）の第 27 項、及び結論の背景の BC72 項参照）。
- (c) 負債について対応資産がない場合（例：企業結合において想定される廃棄負債）、企業は市場参加者が負債を引き受けるにあたって要求するであろう価格を現在価値技法又は他の評価技法を用いて見積る。これらの技法への主要なインプットの一つは、企業が義務を履行するにあたって負担するキャッシュ・フローの見積りであり、当該キャッシュ・フローと他の市場参加者が負担するキャッシュ・フローとの差異が調整される（本 IFRS（案）の第 28 項参照）。

これらの提案は適切ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。ある関係者によって保有されている負債の公正価値が、別の関係者によって資産として保有されている金融商品の公正価値によって表されない状況が何かありますか。

負債への適用：不履行リスク及び制限

質問 8

公開草案では、次の事項を提案しています。

- (a) 負債の公正価値は不履行リスク、つまり、企業が義務を履行しないリスクを反映する（本 IFRS（案）の第 29 項及び第 30 項、及び結論の背景の BC73 項及び BC74 項参照）
- (b) 負債の公正価値は、負債を移転する企業の能力に関する制限に影響されない（本 IFRS（案）の第 31 項、及び結論の背景の BC75 項参照）。

これらの提案は適切ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。

当初認識時における公正価値

質問 9

公開草案では、当初認識時における資産又は負債の公正価値が取引価格と異なる可能性がある 4 つの事例を記載しています。企業は、資産又は負債に関連する IFRS で禁止されていない限り、生じたいかなる利得又は損失も認識するでしょう。例えば、IAS 第 39 号で既に要求されているとおり、金融商品の当初認識時において、企業は公正価値が観察可能な市場価格によって証明される場合に限り、又は、評価技法を用いている場合には観察可能な市場データによってのみ証明される場合に限り、取引価格と公正価値との差異を利得又は損失として認識するでしょう（本 IFRS（案）の第 36 項及び第 37 項、付録 D の D27 項及び D32 項、及び結論の背景の BC76 項から BC79 項参照）。

この提案は適切ですか。これが適切とならないのはどのような状況においてですか、また、その理由は何ですか。

評価技法

質問 10

公開草案では、活発ではなくなった市場に関する特定のガイダンスを含め、評価技法に関するガイダンス提案しています（本 IFRS（案）の第 38 項から第 55 項、付録 B の B5 項から B18 項、結論の背景の BC80 項から BC97 項、及び設例案の IE28 項から IE38 項参照）。

このガイダンス案は適切で十分ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。

開示

質問 11

公開草案では、財務諸表利用者が公正価値測定額を決定するにあたって用いられた手法やインプットを評価することができるように、また、重要な観察不能なインプット（レベル 3）が用いられた公正価値について、当期における純利益又はその他の包括利益に与える測定の影響を評価することができるように、開示規定を提案しています（本 IFRS（案）の第 56 項から第 61 項、及び結論の背景の BC98 項から BC106 項参照）。

これらの提案は適切ですか。その理由又はそうでない理由は何ですか。

米国 GAAP とのコンバージェンス

質問 12

公開草案は、米国会計基準書第 157 号「公正価値測定」（SFAS 第 157 号）といくつかの点で異なっています（結論の背景の BC110 項参照）。当審議会はこれらの差異が結果的に SFAS 第 157 号の改善につながると考えています。

これらの論点に対して公開草案が提案しているアプローチは SFAS 第 157 号におけるアプローチよりも適切であるということに同意しますか。その理由又はそうでない理由は何ですか。識別されておらず、実務において重要な差異となる可能性がある他の差異はありますか。

他のコメント

質問 13

本公開草案における提案に関して他に何かコメントはありますか。

国際財務報告基準第 X 号「公正価値測定」(案)

核となる原則

1. 「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格である。^{*}

範 囲

2. 本 IFRS (案) は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の第 49 項の規定を置き換えない場合を除き、公正価値測定又は開示を、要求する又は許容する IFRS に適用する。[†]
3. 本 IFRS (案) は、公正価値の測定方法を説明するものであり、追加の公正価値測定を要求するものではない。

測 定

公正価値

4. 以下の項では、核となる原則の次の事項について説明している。
 - (a) 資産又は負債 (第 5 項及び第 6 項)
 - (b) 取引 (第 7 項から第 12 項)
 - (c) 市場参加者 (第 13 項及び第 14 項)
 - (d) 価格 (第 15 項及び第 16 項)
 - (e) 資産への適用 (第 17 項から第 24 項)
 - (f) 負債への適用 (第 25 項から第 31 項)
 - (g) 持分金融商品への適用 (第 32 項及び第 33 項)

^{*} 核となる原則は、資産及び負債が測定に係る会計処理の主たる対象であるため、これらに焦点を絞っている。しかし、第 32 項及び第 33 項で説明する通り、核となる原則は持分金融商品の公正価値を測定する際にも適用しなければならない。

[†] IAS 第 39 号第 49 号は、要求払いの特性を有する金融負債 (例：要求払預金) の公正価値は、要求払金額を当該金額の支払要求ができる最初の日から割引いた金額を下回ることとはないと定めている。それ以外のすべての点において、企業は、そのような負債の公正価値を測定する際、本 IFRS (案) を適用しなければならない。

資産又は負債

5. **公正価値測定は、特定の資産又は負債に関するものである。したがって、測定は、測定日において資産又は負債の価格を決定する際に、市場参加者が資産又は負債の特徴（例：資産の状態及び場所、並びにもし存在する場合には、資産の売却又は使用に関する制限）を考慮する場合には、このような特徴も考慮しなければならない。**
6. 資産又は負債は、資産又は負債、若しくは、資産グループ又は負債グループに適用される IFRS に定められる「会計単位」に応じて、単独の資産又は負債（例：金融商品又は営業資産）、若しくは、資産グループ又は負債グループ（例：キャッシュを生み出す単位又は事業）である可能性がある。

取引

7. 公正価値測定は、資産又は負債が、測定日における資産を売却する又は負債を移転するための市場参加者間の秩序ある取引において交換されることを仮定している。秩序ある取引とは、当該資産又は負債が関与する取引に関して通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを仮定した取引をいう。つまり、強制された取引（例：強制清算又は投売り）ではない。
8. **公正価値測定は、資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業がアクセスできる「最も有利な市場」で行われると仮定している。最も有利な市場とは、「取引コスト」及び「輸送コスト」を考慮した上で、資産の売却により受け取るであろう金額を最大化し、又は負債の移転により支払うであろう金額を最小化する市場をいう。**
9. 異なる活動を有する異なる企業（及び企業内の事業）は異なる市場で取引を行っているため、同じ資産又は負債であっても、最も有利な市場が企業ごとに違ってくる。したがって、最も有利な市場（及び市場参加者）は報告企業の観点から考慮しなければならない。
10. 企業は最も有利な市場を識別するためにすべての可能性のある市場に関してあらゆる調査を行う必要はない。企業が資産又は負債に関して通常、取引を行うであろう市場が最も有利な市場であると推定される。
11. 企業が主要な市場にアクセスできるとした場合*、資産又は負債の主要な市場が最も有利な市場ではないという証拠が存在しない限り、企業は資産又は負債の「主要な市場」

* 企業は、測定日において市場にアクセスできなければならないが、その時点で特定の資産を売却又は特定の負債を移転できる必要はない（例：資産の売却に制限が課せられている場合など）（第 46 項及び第 47 項参照）。

が最も有利な市場であると仮定することができる。主要な市場とは、資産又は負債について最大の取引量及び取引水準を伴う市場をいう。どの市場を用いるかに関係なく、企業は第43項から第44項で説明している公正価値ヒエラルキーを適用しなければならない。

12. 測定日において資産を売却する又は負債を移転する実際の取引が存在しない場合は、公正価値測定は、資産を保有する又は負債を負っている市場参加者の観点から考慮される、測定日における仮想的な取引を前提とする。このような仮想的な取引の考え方により、資産を売却する又は負債を移転する価格を見積るための基礎が決まる。取引は仮想的なものであるために、当該資産又は負債に関する取引を行う市場参加者の特徴を考慮する必要がある。

市場参加者

13. 市場参加者とは、資産又は負債に関する最も有利な市場における、次の要件を満たす買い手と売り手をいう。
- (a) お互いに独立している*。つまり、関連当事者ではない（IAS 第24号「関連当事者についての開示」で定義されている）。
 - (b) 知識を有している。つまり、投資の意思決定を行うにあたり十分に情報が与えられ、資産又は負債について報告企業と同程度の知識を有していると推定される。
 - (c) 資産又は負債に関する取引を行う能力がある。及び
 - (d) 資産又は負債に関する取引を自ら行う意思がある。つまり、動機は存在するが、それは強制又は強要されるものではない。
14. **資産又は負債の公正価値は、市場参加者が当該資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を用いて測定されなければならない。これらの仮定を設定するにあたり、企業は特定の市場参加者を識別する必要はない。むしろ企業は、次の固有の要因を考慮して、全般的に市場参加者を区分する特徴を識別しなければならない。**
- (a) **資産又は負債**
 - (b) **資産又は負債に関する最も有利な市場**
 - (c) **報告企業が市場で取引を行うであろう市場参加者**

* 報告企業は市場参加者であるが、公正価値を測定する際に考慮される唯一の市場参加者ではない。

価格

15. 公正価値とは、価格が直接観察可能なものであろうと、評価技法を用いて見積られるものであろうと、測定日に最も有利な市場において資産を売却することにより受領する、又は負債を移転することにより支払うであろう価格（出口価格）をいう。価格情報を提供する観察可能な市場が存在しない場合には、企業は当該資産又は負債に関する取引を行う市場参加者の特徴を考慮しなければならない。
16. 最も有利な市場を決めるときに取引コストは考慮されるが、資産又は負債の公正価値を測定するために用いられる価格は、こうしたコストに関して調整してはならない*。取引コストとは、資産を売却する又は負債を移転するための直接増分コストをいう[†]。取引コストは、資産又は負債の特徴ではない。そうではなく、取引に固有のものであり、企業が資産又は負債に関する取引をどのように行なうかによって異なる。取引コストは、最も有利な市場に資産を輸送する、又は最も有利な市場から資産を輸送するために発生するコストを含まない。場所が資産の特徴となる場合には（コモディティの場合と同様に）、最も有利な市場の価格は、当該市場に資産を輸送する、又は当該市場から資産を輸送するために発生するであろうコストについては調整しなければならない。

資産への適用：最有効使用

17. 公正価値測定は、資産を使用することによって、又は当該資産を「最有効使用」により使用する他の市場参加者に売却することによって、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮する。最有効使用とは、測定日において、物理的に可能で、法的に許容され、財政的に実行可能となる資産の使用を考慮して、資産又は当該資産が使用されるであろう資産及び負債のグループ（例：事業）の価値を最大化する市場参加者による資産の使用をいう。
- (a) 物理的に可能とは、市場参加者が資産をプライシングする際に考慮するであろう資産の物理的特徴を考慮する（例：不動産の所在地又は規模）
- (b) 法的に許容されるとは、市場参加者が資産をプライシングする際に考慮するであろう資産の使用に関する法的制限を考慮する（例：不動産に適用される区画制限）
- (c) 財政的に実行可能となるとは、物理的に可能で法的に許容される資産の使用により、

* 取引コストは他の関連する IFRS に準拠して会計処理されなければならない。

[†] 資産を売却する又は負債を移転するための増分コストとは、資産の処分又は負債の移転に直接関連するコストのことをいう。これらのコストは、当該取引にとって不可欠であり、資産を売却する（負債を移転する）意思決定がなされなかったとしたら、企業により発生させられることはなかったものである（IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」で定義されている売却費用に類似している）。

市場参加者がそうした使用に用いられる資産に対する投資に対して要求するであろう投資リターンを生み出すために適切な利益又はキャッシュ・フロー（資産をそうした使用に転換するコストを考慮に入れる）が生じるかどうかを考慮する。

18. 最有効使用は、報告企業が異なる使用を意図しているとしても、市場参加者の観点から判断される。しかし、資産の現在の使用が最有効使用ではないことを示す証拠が存在しない場合には、その他の潜在的な使用に関してあらゆる調査を行う必要はない。
19. 企業結合で取得された資産の最有効使用は、取得企業が意図する資産の使用とは異なることがある。競争上又はその他理由により、取得企業は取得された資産を積極的に使用しないことを意図するかもしれないし、他の市場参加者と同じ方法で当該資産を使用することを意図しないかもしれない。企業の自己の商標と競合することになる商標の取得など、一定の無形資産の取得にこうした状況が見られることがある。しかし、企業は、市場参加者による最有効使用を仮定して当該資産の公正価値を測定しなければならない。
20. 一定のケースでは企業は、当該資産の最有効使用とは異なる方法で他の資産と組み合わせて資産を使用する。例えば、土地の最有効使用が工場を廃棄し住宅用不動産を建設することであっても、土地の一画に工場を稼働させていることがある。このようなケースでは、資産グループの公正価値には次のような構成要素が存在する。
 - (a) 現在の使用を前提とした資産の価値。この価値は、資産の現在の使用がそれら資産の最有効使用ではない場合、公正価値とは異なる。しかし、この価値は、市場参加者が当該資産の価格を決定するときに考慮するであろうその他のすべての要因を反映する。
 - (b) 資産の公正価値と現在の使用における価値との差額（つまり、資産グループの増分価値）
21. 企業は、第 20 項 (b) に説明される増分価値をそれが関連する資産と一緒に認識しなければならない。第 20 項の例を用いると、増分価値は、工業用不動産として現在使用されている土地を住宅用不動産として最有効使用に転換する企業の能力に関係する。したがって、土地の公正価値は、現在の使用を前提とする価値に、第 20 項 (b) に説明される増分価値を加算したものとなる。工場に帰属する金額は、第 20 項 (a) で説明されるように、現在の使用を反映する。企業は、当該資産に適用がある IFRS に従って当該資産を会計処理しなければならない。

資産への適用：評価前提

22. 資産の最有効使用にあたっては、当該資産の公正価値を測定するために用いる評価前提

が設定される。特に、

- (a) 資産の最有効使用は、当該資産が基本的に他の資産及び負債と組み合わせられグループとして使用（つまり、使用のために導入又は設置）されることを通じて、市場参加者に最大限の価値を提供する場合には、「使用」となる。資産の最有効使用が使用である場合には、当該資産の公正価値は、「使用の評価前提」を用いて測定されなければならない。使用の評価前提を用いる場合、資産の公正価値は、当該資産が他の資産及び負債と共にグループとして使用されること、並びに当該他の資産及び負債（相互補完的な資産及び負債）は市場参加者が入手可能であることを前提として、当該資産を売却する現在の取引において受け取るであろう価格を基に測定されなければならない。資産の最有効使用についての前提は、当該資産が使用されるグループの資産のすべてに首尾一貫したものでなければならない。
- (b) 資産の最有効使用は、資産が基本的に単独で、市場参加者に最大限の価値を提供する場合には、「交換」となる。資産の最有効使用が交換である場合には、当該資産の公正価値は、「交換の評価前提」を用いて測定されなければならない。交換の評価前提を用いる場合、資産の公正価値は、単独で当該資産を使用する市場参加者に資産を売却する現在の取引において受け取るであろう価格となる。
23. 資産の最有効使用は、市場参加者による使用を基準にして決まるので、公正価値は、使用の評価前提を用いようと、交換の評価前提を用いようと、市場参加者が資産をプライシングする際に用いるであろう仮定を反映する*。使用の評価前提も交換の評価前提も、資産は個別に売却される、つまり、資産のグループとして、又は事業として売却されることはないとの前提に立つ。しかし、使用の評価前提は、市場参加者は他の資産又は負債との組み合わせで資産を使用すること、及び当該その他の資産と負債は当該市場参加者が入手可能であることを前提とする。
24. 企業は、金融資産の公正価値を測定するときに交換の評価前提を用いる。交換の評価前提を用いて算定される金融資産の公正価値は、市場参加者が多様なポートフォリオにおいて当該資産を保有することで得る便益を反映する。その結果、使用の評価前提は金融資産に関しては適切でなくなる。

負債への適用：一般原則

25. 公正価値測定は、負債は測定日において市場参加者に移転されると仮定する（負債は継

* 資産の使用の公正価値は、たとえ当該資産が他の IFRS を適用するときには異なるレベルで合算（又は分解）されるとしても、その他の資産及び負債と共にグループとして（市場参加者の観点による、最有効使用と一致するように）、当該資産の使用に基づいて算定される。

続するため、市場参加者である譲受人がその負債の履行を要求されることになる。つまり、その負債は相手方との間で決済されること又は消滅することはない。

26. 多くの場合、負債の移転に関する観察可能な市場価格は存在しない。その場合、企業は、相手方が対応する資産の公正価値を測定するために用いるであろう方法と同じ方法を用いて、負債の公正価値を測定しなければならない。
27. また、負債性証券を資産として保有する当事者間の取引に関する活発な市場が存在する場合も、当該市場で観察される価格は発行体の負債の公正価値を表す。企業は、資産の観察される価格を、資産に存在するが負債には存在しない特性、又はその逆の特性について、調整しなければならない。例えば、一定のケースでは、資産の観察される価格は、発行体から支払われる金額及び第三者の信用補完の両方で構成されるパッケージの結合価格を表す。その場合、目的は発行体の負債の公正価値を測定することであり、結合パッケージの価格を測定することではない。したがって、企業は、第三者による信用補完の効果を除外するため、観察される資産の価格を、負債には存在しない特性について調整する。
28. 負債に対応する資産が存在しない（例：企業結合で引き受けられる廃棄負債など）場合には、企業は市場参加者が負債を引き受けるために要求するであろう価格を、現在価値技法（付録 C 参照）又はその他の評価技法（第 38 項から第 40 項参照）を用いて見積らなければならない。現在価値技法を用いるときには、企業は特に、債務を履行するときに市場参加者に生じる将来キャッシュ・アウトフローを見積らなければならない。企業はそうした将来キャッシュ・アウトフローを以下により見積ることができる。
 - (a) 債務を履行するときに企業に生じるであろうキャッシュ・フローを見積る。
 - (b) その他の市場参加には発生しないであろうキャッシュ・フローが存在する場合には当該キャッシュ・フローを除く。
 - (c) その他の市場参加者には発生するが、企業には発生しないキャッシュ・フローが存在する場合には当該キャッシュ・フローを含む。

当該技法は、部分的には決済の概念（つまり、債務を履行するために生じるキャッシュ・フロー）を基にしているが、当該技法が付録 C と整合する方法で適用されるといふ前提に立つと、測定日に負債を移転するために支払う価格と同じ価格をはじき出す。なぜなら、市場参加者である譲受人は、負債を履行すべき同じ義務を引き受けるからである。企業は上記 (b) と (c) のキャッシュ・フローを算定するためにあらゆる努力を行う必要はない。しかし、企業は、合理的に入手できる市場参加者の仮定についての情報を無視してはならない。

負債への適用：不履行リスク

29. 負債の公正価値は「不履行リスク」の影響を反映する。不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクをいう。不履行リスクは、負債の移転の前後で変化しないと仮定される。なぜなら、市場参加者は、負債に関連する不履行リスクを変化させるような取引を、当該変化を価格に反映することなしに実行することはないからである。例えば、債権者は債務者がその債務を信用状態がより低い別の当事者に移転することを通常認めないであろうし、より高い信用状態の譲渡人は、条件が譲渡人のより低い信用状態を反映している場合には、譲渡人（債務者）が交渉したのと同じ条件を用いて自発的に当該債務を引き受けることはないだろう。
30. 不履行リスクには、企業の自己の信用リスクを含むが、これに限られるものではない。負債の公正価値を測定するにあたって、企業は、信用リスク（信用状態）及び債務が履行されない可能性に影響を及ぼすその他のリスク要因に関する影響について考慮しなければならない。影響は、例えば、負債は現金を引き渡す債務（金融負債）なのか、物品又はサービスを引き渡す債務（非金融負債）なのかどうかといった負債の内容、さらに負債に関する信用補完条項により異なる場合がある。

負債への適用：制限

31. 負債を他の当事者に移転する企業の能力に対する制限は、負債の公正価値に影響するものではない。なぜなら、負債の公正価値は、債務を履行する要求に応じたものであるからである。市場参加者である譲受人は、債務の履行を要求されるので、企業から当該負債を引き受けるにあたって要求する価格を算定するときにそれを考慮するであろう。*

持分金融商品への適用

32. 資産及び負債同様に、持分金融商品の公正価値測定の目的は測定日における出口価格を見積ることにある。
33. しかし、目的は同じであっても、持分金融商品の発行体は、当該商品が存在しなくなる、又は企業が保有者から当該商品を買戻す場合にのみ当該商品は出口の概念を満たすことができる。このため、企業は、商品を資産として保有する市場参加者の観点から持分金融商品の公正価値を測定しなければならない。

当初認識時における公正価値

34. 資産又は負債の交換取引で資産が取得される、又は負債が引き受けられる場合、取引価

* 移転は仮想的なものであるため、当該負債の取引を行う市場参加者の特徴を考慮する必要がある。

格は、資産を取得するために支払う、又は負債を引き受けるために受け取る価格となる（しばしば「入口価格」といわれる）。対照的に資産又は負債の公正価値は、資産を売却するために受け取る、又は負債を移転するために支払う価格を表す（出口価格）。企業は必ずしも資産を取得するために支払う価格で当該資産を売却するわけではない。同様に、企業は必ずしも負債を引き受けるために受け取る価格で負債を移転するわけではない。例えば、企業結合などのような一定のケースでは、個々の資産又は負債のそれぞれに関して取引価格は存在しない。同様に、例えば、生物資産が再生成する場合などのように、資産又は負債について交換取引が存在しないことがある。

35. 概念的には入口価格と出口価格は異なるが、多くの場合、資産又は負債の入口価格は出口価格と同じになる（例：取引日においてある資産を購入する取引が当該資産が売却さるであろう市場で行われる場合）。このようなケースでは、当初認識時における資産又は負債の公正価値は、入口（取引）価格に等しくなる。
36. 当初認識時における公正価値が取引価格に等しくなるかどうかを判断するにあたり、企業は、取引及び資産又は負債に固有の要因を考慮しなければならない。例えば、取引価格は、以下の場合を除き、資産又は負債の公正価値の最良の証拠となる。
- (a) 取引が関係当事者間のものである。
 - (b) 取引が強制的に行われる、又は売り手が取引における価格を受け入れざるを得ない。例えば、売り手が財政上、困難な状態にある場合などがある。
 - (c) 取引価格により表される会計単位が、公正価値で測定される資産又は負債の会計単位と異なる。例えば、公正価値で測定される資産又は負債が取引における構成要素のうちほんの1つである場合、取引に別個に測定される未公表の権利や特権が含まれている場合、又は取引価格に取引費用が含まれている場合などがある。
 - (d) 取引が行われる市場は、企業が資産を売却する又は負債を移転するであろう市場、つまり、最も有利な市場と異なる。例えば、企業が個人顧客（個人向け市場）とその他の証券ディーラー（ディーラー間市場）とで異なる市場で取引をする証券ディーラーである場合、これらの市場は異なる場合がある。
37. IFRS が、企業が資産又は負債を公正価値で当初測定することを要求する又は許容しており、取引価格が公正価値と異なる場合には、IFRS が別の規定を定めていない限り、企業はそれにより生じる利得又は損失を当期純利益に計上する。

評価技法

38. 評価技法を用いる目的は、測定日において秩序ある取引が市場参加者間で行われるだろ

う価格を見積ることにある。マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、又はコスト・アプローチと整合する評価技法を公正価値測定では用いなければならない。これらのアプローチの主要な点を要約すると以下の通りとなる。

- (a) マーケット・アプローチは、同一又は比較可能な資産又は負債（事業を含む）に関する市場取引により生み出される、価格その他の情報を用いる。例えば、マーケット・アプローチと整合する評価技法は、比較可能な資産又は負債の集合から算出される市場倍率を用いることがある。倍率は、比較可能な資産又は負債ごとに異なる倍率のレンジとして存在する場合がある。当該レンジにおける適切な倍率を選択するには、測定に固有となる要因（定性的及び定量的）を考慮した上で判断することになる。マーケット・アプローチと整合する評価技法には、マトリックス・プライシングも含まれる。マトリックス・プライシングとは、主として負債性証券の評価を行うために用いられる数学的技法であり、特定の証券の公表価格のみに依拠するのではなく、当該証券とその他のベンチマークとなる価格が公表されている証券との関係に依拠するものである。
- (b) インカム・アプローチは、将来の金額（例：キャッシュ・フロー又は収益及び費用）を単一の（割引後）現在の金額に変換する評価技法を用いる。公正価値測定額は、将来の金額に関する現在の市場の期待により示される価値を基準に算定される。これらの評価技法には、現在価値技法（付録 C 参照）、ブラック・ショールズ＝マートン計算式（閉鎖モデル）や二項モデル（格子モデル）などといった、オプションの時間的価値と本源的価値の両方を反映するオプション価格モデル、及び一定の無形資産の公正価値を測定するのに用いられる多期間超過収益モデルなどがある。
- (c) コスト・アプローチは、資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額（現在再調達原価としばしば呼ばれる）を反映する。市場参加者（売り手）の観点からは、資産に関して受け取る価格は、同等の効用を有する代替資産を市場参加者（買い手）が購入又は構築するために必要なコストを、劣化分について調整した金額となる。この劣化には、物理的劣化、機能的（技術的）劣化、さらには経済的（外部的）劣化が含まれ、財務報告（取得原価の配分）や税務上の（特定の耐用年数に基づく）減価償却より広範なものになる。市場参加者は、ある資産について、その資産の用役能力を再調達し得る金額より多くの金額を支払うことはないため、現在再調達原価アプローチは、使用の評価前提を用いる固定資産の公正価値を測定する上では、一般的に適切となる。

39. 企業は、状況に応じた適切なものであり、公正価値を測定するために十分なデータが入手できる評価技法を用い、関連する観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの利用を最小限に抑えなければならない。企業は、用いられている評価技法

を、同じ資産又は負債の観察可能な現在の市場取引の価格（当初認識時においては、これは取引価格であるかもしれない）で定期的に調整しなければならない。あるケースでは、単独の評価技法が適切となることがある（例：活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格を用いて資産又は負債の評価を行う場合）。その他のケースでは、複数の評価技法が適切となることがある（例：キャッシュを生み出す単位を評価する場合）。公正価値を測定するにあたり複数の評価技法が用いられる場合、結果（公正価値についてそれぞれ示された数値）により示される価値の範囲の合理性を考慮した上で、当該結果を評価し、ウェイト付けしなければならない。公正価値測定額は、その状況において公正価値を最も表す当該範囲内のポイントとなる。

40. 公正価値を測定するために用いる評価技法は、首尾一貫して適用しなければならない。しかし、評価技法又はその適用を変更することで、その状況における公正価値に等しくなる、又は公正価値をより良く表す測定額がもたらされる場合には、評価技法又はその適用の変更（例：複数の評価技法が用いられる場合のウェイト付けの変更など）は、適切になる。例えば、新しい市場が発達する、新しい情報が入手できるようになる、従来用いられていた情報がかもはや入手可能ではなくなる、或いは評価技法が改善するといった場合などが、こうしたケースに該当する。評価技法又はその適用の変更により生じる調整は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。

評価技法へのインプット

41. 本 IFRS（案）では、「インプット」とは、公正価値を測定するために用いられる特定の評価技法（価格決定モデルなど）に固有のリスク、又は評価技法へのインプットに固有のリスクなどといった、リスクについての仮定を含め、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いる仮定のことを幅広く指す。インプットは観察可能な場合もあれば、観察不可能な場合もある。
- (a) 「観察可能なインプット」とは、入手可能な市場データを基礎として設定された、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を反映するインプットをいう。
- (b) 「観察不能なインプット」とは、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定に関して、市場データは入手できないが、入手可能な最良の情報を基礎として設定されたインプットをいう。
42. 公正価値を測定するために用いられる評価技法は、関連する観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの利用を最小限に抑えなければならない。あるケースでは、企業は、観察可能なインプットが観察不能なデータに基づく重要な調整を必要とし、その結果、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのより低いレベルに分類される

ことになると判断する。例えば、企業は、関連する観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの使用を最小限に抑えるインカム・アプローチ評価技法は、観察不能なインプットを用いて重要な調整を必要とするマーケット・アプローチ評価技法と同じ公正価値を表す（又はそれ以上に公正価値をより良く表す）と判断する場合がある。

公正価値ヒエラルキー

43. 公正価値測定及びそれに関連する開示の首尾一貫性及び比較可能性を向上させるために、本 IFRS（案）は、公正価値を測定するために用いられる評価技法へのインプットを3つのレベル（第45項から第54項参照）に優先順位付けする公正価値ヒエラルキーを定めている。公正価値ヒエラルキーの中で最も優先順位が高いものは、活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無修正の）公表価格（レベル1のインプット）であり、最も優先順位が低いものは、観察不可能な入力数値（レベル3のインプット）である。あるケースでは、資産又は負債の公正価値を測定するために用いられる複数のインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに分類されることがある。公正価値測定は全体を、全体の公正価値測定にとって重要となるインプットのうち最も低いレベルと同じレベルに分類しなければならない。全体の公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価は、資産又は負債に固有となる要因を考慮した上で判断することになる。
44. 関連するインプットの入手可能性及び相対的な主観性は、適切な評価技法の選択に影響を及ぼす。しかし、公正価値ヒエラルキーは、公正価値を測定するために用いられる評価技法ではなく、評価技法へのインプットの優先順位付けを行う。例えば、現在価値技法を用いて決定された公正価値測定額は、全体の測定にとって重要となるインプット及びそれらのインプットが分類される公正価値ヒエラルキー上のレベルに応じて、レベル2又はレベル3に分類されるであろう。もし観察可能なインプットが観察不能なインプットを用いて重要な調整を必要とする場合には、その結果生じる測定額はレベル3の測定額となる。

レベル1のインプット

45. 「レベル1のインプット」とは、測定日において、企業がアクセス可能な活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無修正の）公表価格をいう。
46. 企業は、測定日において市場にアクセスできなければならないが、例えば、資産の売却に制限が課せられている場合など、その時点で特定の資産を売却又は特定の負債を移転できる必要はない。しかし、企業は制限が存在しなくなった時点で市場にアクセスできなければならない。

47. もし市場参加者が資産の価格を決定するときに資産の売却に関する制限を考慮するとしたら、企業は当該制限の影響を反映するために公表価格を調整しなければならない。そうした調整はレベル1のインプットとはならず、調整が重要となる場合には、測定額は、公正価値ヒエラルキーのより低いレベルに分類されるであろう。
48. 資産又は負債の活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度かつ数量で資産又は負債の取引が行われている市場をいう。活発な市場における公表価格は、公正価値の最も信頼のおける証拠を提供するものであり、第49項と第50項で説明している状況を除き、入手可能となる場合にはいつでも公正価値を測定するために用いなければならない。
49. もし企業が公正価値で測定される大量の類似する資産又は負債（例：負債性証券）を保有しているとしたら、活発な市場の公表価格は入手可能とはなるが、それぞれの資産又は負債に関し個別に容易にアクセスできないかもしれない。その場合、実務上の簡便法として、企業は、公表価格だけに頼ることのない代替的な価格決定方法を用いて公正価値を測定することができる（例：マトリックス・プライシング）。しかし、代替的な価格決定方法を用いることにより、結果として、より低いレベルの公正価値測定となる。
50. 一定の状況では、活発な市場における公表価格が測定日における公正価値を表さないことがある。例えば、市場終了後だが、測定日前に重要な事象（当事者間取引、ブローカー間取引又は発表）が発生する場合などが考えられる。企業は公正価値測定に影響を与える事象を識別するための方針を設定し首尾一貫して適用しなければならない。しかし、公表価格が新しい情報に関し調整される場合には、その調整により公正価値測定はより低いレベルになる。

レベル2のインプット

51. 「レベル2のインプット」とは、資産又は負債について直接（つまり、価格として）又は間接的（つまり、価格から算出して）に観察可能となる、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットをいう。資産又は負債が特定の（契約）期間を有している場合、レベル2のインプットは資産又は負債の、実質的に全体の期間にわたり観察可能でなければならない。レベル2のインプットには以下が含まれる。
- (a) 活発な市場における類似の資産又は負債に関する公表価格
 - (b) 活発ではない市場における同一又は類似の資産又は負債に関する公表価格（B5項で、市場が活発ではないことを示す要素が例示されている）
 - (c) 資産又は負債に関する公表価格以外の観察可能なインプット（例：一般的に公表されている間隔で観察される金利やイールド・カーブ、ボラティリティ、期限前返済

速度、貸倒度合い、信用リスク及びデフォルト率)

(d) 相関関係又はその他の手段により観察可能な市場データから主に導き出される、又は裏付けられるインプット（市場の裏付があるインプット）

52. レベル2のインプットへの調整は、資産又は負債に固有の要因により異なる。こうした要因には、資産の状態又は場所、インプットが資産又は負債と比較可能な項目に関する範囲、及びインプットが観察される市場の活動の量と水準などが含まれる。調整を決定するために用いられたインプットが公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されているかによって、全体の測定にとって重要となる調整により、レベル3の測定額となる場合がある。

レベル3のインプット

53. 「レベル3のインプット」とは、観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に関するインプットをいう（観察不能なインプット）。観察不能なインプットは、関連する観察可能なインプットが入手できない限りにおいて、用いなければならない、これにより測定日において資産又は負債に関する市場活動があるとしてもほとんど行われていないような状況を考慮に入れることができる。ただし、公正価値測定の目的は、引き続き同じである、つまり、資産を保有する又は負債を負っている市場参加者の観点からの出口価格としなければならない。したがって、観察不能なインプットは、市場参加者が、リスクについての仮定をはじめ、資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を反映するものでなければならない。
54. 観察不能なインプットは、企業の自己のデータを含む、その状況において入手可能な最良の情報を用いて設定しなければならない。観察不能なインプットを設定するにあたり、企業は自己のデータを出発点とすることができるが、合理的に入手可能な情報により、(a)他の市場参加者が異なるデータを用いること、又は(b)他の市場参加者には入手できない、企業に固有のもの（例：企業固有のシナジー）が存在することが示され、企業がそれらの調整を数値化できる場合には、自己のデータは調整されなければならない。企業は、市場参加者の仮定についての情報を取得するためにあらゆる努力を行う必要はない。しかし、企業は合理的に入手可能となる市場参加者の仮定についての情報を無視してはならない。

ビッド価格やアスク価格に基づくインプット

55. 公正価値を測定するために用いられるインプットがビッド価格やアスク価格をベースにしている場合（例：ディーラー間市場）、インプットが公正価値ヒエラルキーのどのレベル（レベル1、2又は3）に分類されようとも、その状況において公正価値を最も

表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を公正価値を測定するために用いなければならない。本 IFRS（案）は、市場参加者がビッド・アスク・スプレッド間の公正価値測定額の実務上の簡便法として仲値又はその他の値付け慣行の利用を妨げるものではない。資産又は負債のビッド・アスク・スプレッドが直接又は間接的に（例：類似の資産又は負債に関するビッド・アスク・スプレッド）観察可能ではない場合、企業はビッド・アスク・スプレッドを見積るためにあらゆる努力を行う必要はない。

開 示

56. 公正価値で測定される資産及び負債に関しては、企業は、財務諸表利用者が、測定額を決定するのに用いられた方法とインプットを評価することができる情報を開示し、重要な観察不能なインプット（レベル3）を用いる公正価値測定額に関しては、測定額が当期損益又はその他の包括利益に及ぼす影響を開示しなければならない。

57. 第 56 項の目的を満たすには、企業は、どこまで詳細に開示を行うか、開示要件とは異なる事項をどこまで強調するか、合算又は分解をどの程度行うべきか、及び利用者は開示されている定量的情報を評価するのに追加情報を必要とするかなどを判断しなければならない（ただし、下記に説明される場合はこの限りではない。）。少なくとも、企業は資産及び負債の種類ごとに、次の情報を開示しなければならない。

- (a) 報告期間末時点の公正価値測定額
- (b) 公正価値測定額が全体として分類される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）
- (c) 報告日において保有している資産又は負債に関しては、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2との間の重要な振替額及びその理由。各レベルへの振替額は、各レベルからの振替額とは別に開示及び説明されなければならない。この場合の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判断しなければならない。
- (d) 公正価値測定で用いられる方法とインプット並びに当該インプットを設定するために用いた情報。評価技法に変更がある場合（例：マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更）、企業はその変更、変更の理由及びそれが公正価値測定に及ぼす影響を開示しなければならない。
- (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定額に関しては、期首残高と期末残高の調整表により、以下による当期の変動額を個別に開示する。
 - (i) 当期純利益に認識された損益合計、及びそれらが包括利益計算書又は個別

損益計算書（表示されている場合）のどの箇所に表示されているかの説明

- (ii) その他の包括利益に計上されている損益合計
 - (iii) 購入、売却、発行及び決済額（種類ごとの変動額の開示）
 - (iv) レベル3への振替額やレベル3からの振替額（例：市場データの観察可能性の変動による振替額）及びその理由。重要な振替額に関し、レベル3への振替額については、レベル3からの振替額とは別に開示し、説明されなければならない。この場合の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判断しなければならない。
 - (f) 当期純利益に含まれる上記(e)(i)の損益のうち、報告日現在において保有する資産又は負債に関連する損益、及びこれらの損益が（表示されている場合）包括利益計算書又は個別損益計算書のどこに表示されているかの説明
 - (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定額に関しては、1つ又は複数のインプットを合理的に可能な代替的仮定に変更した場合に、公正価値が著しく変動するときには、企業はその事実を説明し、その変更が及ぼす影響を開示しなければならない。企業はその変更をどのように計算したかを開示しなければならない。この場合の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に関して判断しなければならない。
58. 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている各種類の資産及び負債に関しては、企業は公正価値ヒエラルキーのレベルごとに公正価値を開示しなければならない。
59. 当初認識の後、公正価値で測定される負債の種類ごとに、企業は以下を開示しなければならない。
- (a) 負債の公正価値の当期及び累積変動額のうち、負債の不履行リスクの変動に起因する額及びその理由
 - (b) 負債の不履行リスクの変動に起因する第59項(a)の金額をどのように見積ったのか
 - (c) 負債の帳簿価額と企業が義務を履行するために犠牲にしなければならない経済的便益との差額（例：契約上の負債に関しては、企業が債務の保有者に契約上支払わなければならない金額となる）
60. ある資産がその他の資産と組み合わせて使用され、最有効使用が現在の使用とは異なる

場合（第 20 項及び第 21 項参照）、企業は資産の種類ごとに以下を開示しなければならない。

- (a) 現在の使用を前提とした資産の価値（つまり、もし現在の使用が最有効使用であるならば、それらの公正価値になるであろう金額）
- (b) 資産の公正価値と現在の使用における価値との差額（つまり、資産グループの増分価値）
- (c) 資産が最有効使用とは異なる方法で使用されている理由

61. 企業は、別の様式がより適切となる場合は別として、表形式で本 IFRS（案）が要求する定量的開示を表示しなければならない。

発効日及び経過規定

62. 企業は、本 IFRS（案）を「公開後に挿入される日付」以後開始する事業年度から適用しなければならない。早期適用は容認される。企業が本 IFRS（案）を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

63. 本 IFRS（案）は、最初に適用される年度の開始日時点に遡及してその時点から適用しなければならない。

64. 本 IFRS（案）の開示規定は、本 IFRS（案）の当初適用前の期間に関する比較情報には適用する必要はない。

付録 A

用語の定義

本付録は、本基準の不可欠な一部を構成するものである。

活発な市場	継続的に価格情報を提供するために十分な頻度かつ数量で資産又は負債の取引が行われている市場
公正価値	測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格
最も有効使用	資産又は当該資産が使用されるであろう資産及び負債のグループ（例：事業）の価値を最大化する市場参加者による資産の使用
国際財務報告基準（IFRS）	国際会計基準審議会（IASB）が採択した基準及び解釈指針。以下で構成される。 (a) 国際財務報告基準 (b) 国際会計基準 (c) 国際財務報告解釈委員会（IFRIC）又は従前の解釈指針委員会（SIC）が開発した解釈指針
交換の評価前提	資産が基本的に単独で、市場参加者に最大限の価値を提供する場合の公正価値を算定するための基礎
使用の評価前提	資産が基本的に他の資産及び負債と組み合わせられグループとして使用（使用のために導入又は設置）されることを通じて、市場参加者に最大限の価値を提供する場合の公正価値を算定するための基礎
レベル1のインプット	活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無修正の）公表価格
レベル2のインプット	資産又は負債について直接（つまり、価格として）又は間接的（つまり、価格から算出して）に観察可能となる、レベル1に含まれる公表価格以外のインプット
レベル3のインプット	観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に関するインプット（観察不能なインプット）

市場参加者	<p>資産又は負債の最も有利な市場における、次の要件を満たす買い手と売り手</p> <p>(a) お互いに独立している。つまり、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」に定義される関連当事者ではない。</p> <p>(b) 知識を有している。つまり、投資の意思決定を行うにあたり十分に情報が与えられ、資産又は負債について報告企業と同程度の知識を有していると推定される。</p> <p>(c) 資産又は負債に関する取引を行う能力がある。及び</p> <p>(d) 資産又は負債に関する取引を自ら行う意思がある。つまり、動機は存在するが、それは強制又は強要されるものではない。</p>
最も有利な市場	取引コスト及び輸送コストを考慮した上で、資産の売却により受け取るであろう金額を最大化し、又は負債の移転により支払うであろう金額を最小化する市場
不履行リスク	企業が債務を履行しないリスク
観察可能なイン プット	入手可能な市場データを基礎として設定された、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を反映するインプット
秩序ある取引	通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを仮定した取引をいう。つまり、強制された取引（例：強制清算又は投売り）ではない。
主要な市場	資産又は負債について最大の取引量及び取引水準を伴う市場
輸送コスト	最も有利な市場に資産を輸送する、又は最も有利な市場から資産を輸送するために発生するコスト
会計単位	IFRS において、資産又は負債を合算又は分解する際の水準
観察不能なイン プット	市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定に関して、市場データは入手できないが、入手可能な最良の情報を基礎として設定されたインプット

付録 B

適用指針

本付録は、本基準の不可欠な一部を構成するものである。

公正価値測定のアプローチ

- B1 公正価値測定の目的は、測定日における資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格を決定することにある。公正価値測定は、企業に次のことを決定することを要求する。
- (a) 測定の対象となる特定の資産又は負債（会計単位と整合的に）
 - (b) 資産について、測定にとって適切な評価前提（最有効使用と整合的に）
 - (c) 資産又は負債について、最も有利な市場
 - (d) 測定にとって適切な評価技法（市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を表すインプットを設定するためのデータの入手可能性、及びインプットが分類される公正価値ヒエラルキーのレベルを考慮）

使用の評価前提

- B2 非金融資産の公正価値を使用で測定する場合、使用の評価前提を用いる影響は、状況次第である。例えば、
- (a) 資産の公正価値は、使用の評価前提を用いようと、交換の評価前提を用いようと、同じになることがある。当該資産が、市場参加者により営業が継続される事業である場合がこれに該当する。そのような場合、当該取引には事業全体が関係する。継続事業において資産をグループとして使用することにより、市場参加者が入手できるシナジー効果が生まれることになる（市場参加者シナジー効果）。
 - (b) 使用の評価前提は、「交換」の資産の価値に対する調整を通して資産の公正価値に織り込まれる場合がある。このようなケースとしては、資産が機械であり、その公正価値測定が、（使用のために導入又は設置されていない）類似のある機械の観察される価格を用い、（使用のために導入又は設置されている）当該機械の現在の状態や場所を反映するように輸送コストや設置コストについて調整した上で算定されている場合などがある。

- (c) 使用の評価前提は、資産の公正価値を測定するために用いられる参加者の仮定を通して資産の公正価値に織り込まれる場合がある。例えば、資産が固有の仕掛中の棚卸資産であり、市場参加者が当該棚卸資産を完成品に加工する場合、当該棚卸資産の公正価値は、市場参加者が当該棚卸資産を完成品に加工するために必要な特殊機械を保有している、又は取得するだろうということを仮定している。
- (d) 使用の評価前提は、資産の公正価値を測定する際に用いられる評価技法に織り込まれる場合がある。このようなケースとしては、無形資産の公正価値を測定するために多期間超過収益法を用いる場合などがあるが、当該評価技法では、無形資産が使用されるようなグループの補完的な資産の寄与度を考慮しなければならないからである。
- (e) 企業が資産グループの中の資産を使用するといったより限定的な状況では、企業は、資産グループの公正価値をグループの個別資産に配分するにあたり、使用の公正価値に近似する金額で当該資産を測定するかもしれない。評価に実際の不動産が関係しており、改良された（資産グループである）不動産の公正価値が、（土地や改良点など）その構成資産に配分されている場合などがこれに該当する。

公正価値ヒエラルキー

レベル 2 のインプット

- B3 特定の資産及び負債のレベル 2 のインプットの例には次のようなものがある。
- (a) 「LIBOR スワップ・レートを基にした固定受け・変動払いの金利スワップ」。レベル 2 のインプットには、LIBOR スワップ・レートがスワップの全期間にわたり一般的に公表されている間隔で観察可能である場合は、当該スワップ・レートが含まれる。
- (b) 「外貨建イールド・カーブに基づく固定受け・変動払いの金利スワップ」。レベル 2 のインプットには、実質的にスワップの全期間にわたり一般的に公表されている間隔で観察可能な外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レートが含まれる。このようなケースとしては、スワップ期間が 10 年であり、9 年までは一般的に公表されている間隔で観察可能であるが、10 年目のイールド・カーブの合理的な補外がスワップ全体の公正価値にとって重要とはならない場合などがある。
- (c) 「特定の銀行のプライム・レートに基づく固定受け・変動払いの金利スワッ

プ」。レベル2のインプットには、補外値が、観察可能な市場データで裏付けられ、例えば、実質的にスワップの全期間にわたり観察可能な金利との相関関係によって裏付けられる場合には、補外を通じて算出される銀行のプライム・レートが含まれる。

- (d) 「3年物の上場株式オプション」。レベル2のインプットには、(i)1年物株式オプション及び2年物株式オプションの価格が観察可能であり、かつ、(ii)3年物オプションの補外によるインプライド・ボラティリティが実質的にオプションの全期間にわたり観察可能な市場データによって裏付けられる場合、補外を通じて算出される3年目の株式のインプライド・ボラティリティが含まれる。この場合、当該インプライド・ボラティリティは、1年物及び2年物のインプライド・ボラティリティとの相関関係が成り立っていることを前提に、1年物及び2年物の株式オプションのインプライド・ボラティリティからの補外によって算出され、比較可能な企業の株式の3年物オプションのインプライド・ボラティリティによって裏付けられる。
- (e) 「ライセンス契約」。レベル2のインプットには、被取得企業（ライセンス契約の当事者）が直近に非関連当事者と最近交渉を行っていた、企業結合で取得されたライセンス契約に関する、契約の開始時のロイヤルティ料率が含まれる。
- (f) 「小売店における完成品の棚卸資産」。レベル2のインプットには、企業結合で取得される完成品の棚卸資産に関して、必要な販売努力を行うであろう他の小売業者に当該棚卸資産を販売する取引において受け取るであろう価格を公正価値測定が反映するように、当該棚卸資産の状態や場所及び比較可能な（類似の）棚卸資産項目との差異について調整した、小売市場における顧客への価格、又は卸売市場における小売業者への卸売価格のいずれかが含まれる。概念上、小売価格に（下方の）調整を行おうと、卸売価格に（上方の）調整を行なおうと、公正価値測定は同じになる。一般的に、求められる主観的な調整額が最も少ない価格を公正価値測定に用いなければならない。
- (g) 「所有・使用している建物」。レベル2のインプットには、例えば、同様の所在地の比較可能な（類似の）建物が関係する観察された取引における価格から算出される倍数など、観察可能な市場データから算出される建物1平米当たりの価格（評価倍数）が含まれる。
- (h) 「キャッシュを生み出す単位」。レベル2のインプットには、例えば、営業、市場、金融又は非金融的要素を考慮に入れた、比較可能な（類似の）事業が関係する観察された取引における価格から算出される倍率など、観察可能な

市場データから算出される評価倍率（例：利益又は収益の倍率、或いは同様の業績測定値）が含まれる。

レベル3のインプット

- B4 特定の資産及び負債のレベル3のインプットの例には次のようなものがある。
- (a) 「長期の通貨スワップ」。レベル3のインプットには、観察可能ではなく、さらに一般的に公表されている間隔で又は実質的に通貨スワップの全期間について、観察可能な市場データによって裏付けることができない特定の通貨における金利が含まれる。通貨スワップにおける金利は、各国のイールド・カーブから算出されたスワップ金利である。
 - (b) 「3年物の上場株式オプション」。レベル3のインプットには、ヒストリカル・ボラティリティ、つまり、株式の過去の価格から算出された株式のボラティリティが含まれる。通常、ヒストリカル・ボラティリティは、それがオプション価格を決定する上で入手可能な唯一の情報であるとしても、将来のボラティリティに対する市場参加者の現在の期待を表すものではない。
 - (c) 「金利スワップ」。レベル3のインプットには、直接観察可能ではない、かつ観察可能な市場データによって裏付けられることのないデータを用いて設定されるスワップに関する（拘束力を持たない）市場コンセンサス価格の仲値への調整が含まれる。
 - (d) 「企業結合で引き受けた廃棄負債」。レベル3のインプットには、市場参加者が異なる仮定を用いるであろうことを示す合理的に入手可能な情報が存在しない場合、企業自身のデータを使って設定される、当該債務を履行する際に支払われるキャッシュ・アウトフローの現在の見積りが含まれる。レベル3のインプットは、例えば、(i) 貨幣の時間価値について将来キャッシュ・アウトフローの見積りを修正する現在のリスク・フリー割引率、又は企業の信用状態が負債の公正価値に及ぼす影響が将来キャッシュ・アウトフローの見積りではなく、割引率に反映されている場合の信用調整後リスク・フリー・レート、及び(ii) 市場参加者が債務から生じるリスクを負担し、債務を履行するあたり要求するプレミアムの見積り（リスク・プレミアム）など、その他のインプットと合わせて現在価値技法において用いられる。リスク・プレミアムは、将来キャッシュ・アウトフローの見積りに固有の不確実性（つまり、キャッシュ・フローの金額や時期について可能性のある変動のリスクを負担するために市場参加者が要求するであろう価格）が考慮に入れられる。
 - (e) 「キャッシュを生み出す単位」。レベル3のインプットには、市場参加者が異

なる仮定を用いるであろうことを示す合理的に入手可能な情報がない場合、企業自身のデータを使って設定される財務予測（キャッシュ・フローや損益の財務予測）が含まれる。

活発でない市場及び秩序がない取引

B5 以下の要素が存在する場合、市場は活発ではないことが示される。

- (a) 資産又は負債（又は類似の資産又は負債）についての通常の市場の活動と比較したときに、当該資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく低下している。
- (b) 最近取引がほとんど行われていない。
- (c) 公表価格が、現在の情報に基づいていない。
- (d) 公表価格が、時期又は市場参加者間（例：一部のブローカー市場）で著しく異なっている。
- (e) これまで資産又は負債の公正価値と高い相関があった指数が、当該資産又は負債の最近の公正価値に対して明らかに相関がなくなっている。
- (f) 資産又は負債についての信用及びその他不履行リスクについての入手可能なすべての市場データを考慮した、企業の期待キャッシュ・フローの見積りと比較して、観察された取引又は公表価格についてのインプライド流動性リスク・プレミアム、イールド又は（延滞率や貸倒度合いなどの）パフォーマンス指標が著しく上昇している。
- (g) ビッド・アスク・スプレッドの幅が大きい又はビッド・アスク・スプレッドの幅が著しく拡大している。
- (h) 資産又は負債（又は類似の資産又は負債）についての新規発行市場（つまり、プライマリー市場）が著しく減少している、又はそのような市場が存在しない。
- (i) 公表されている情報がほとんどない（例：当事者間市場）

企業は、入手可能な証拠に基づいて、市場が活発でないかどうかを判断するにあたり（その他の関連する要素と一緒に）これらの要素の重要性及び関連性を評価する。

B6 市場が活発ではないと企業が結論付ける場合、当該市場における取引又は公表価格は、公正価値の決定要因とはならないことがある（例：秩序がない取引が存在

している場合など)。取引又は公表価格をさらに分析する必要があり、公正価値を測定するには、取引又は公表価格に対して重要な調整が必要になる場合がある。重要な調整はその他の状況でも必要になることがある（例：測定する資産との比較可能性を高めるために類似の資産の価格に重要な修正を加えなければならない場合、又は価格が古い場合）。

- B7 本 IFRS（案）では、取引又は公表価格に対して重要な修正を行うための手法を定めていない。第 38 項から第 40 項では、公正価値を測定する際の評価技法の利用について説明している。用いる評価技法に関係なく、企業は、市場参加者が資産又は負債のキャッシュ・フローに固有のリスク（不確実性）に対して要求するであろう金額を反映するリスク・プレミアムなど、適切なリスクの調整を含める（C5 項参照）。このような調整を含めなければ、測定額は公正価値を忠実に表すとはいえないであろう。場合によっては、適切なリスク・プレミアムを決定するのは困難である。しかし、困難の度合い自体は、リスク調整を除外する十分な根拠とはならない。リスク・プレミアムは測定日における現在の市場環境での市場参加者間の秩序のある取引を反映しなければならない。
- B8 市場が活発ではない場合、評価技法の変更又は複数の評価技法の利用（例：マーケット・アプローチと現在価値技法の利用）が適切となる場合がある。複数の評価技法の利用により生ずる公正価値を示す指標のウェイト付けを行うとき、企業は公正価値の見積りの範囲の合理性を考慮する。その目的は、現在の市場環境における公正価値を最も良く表す当該範囲内のポイントを決定することにある。公正価値の見積りの範囲が広範であるということは、さらに分析が必要であることを示唆している場合がある。
- B9 市場が活発でない場合であっても、公正価値測定の目的は同じである。公正価値とは、測定日における現在の市場環境に基づき、市場参加者間で秩序ある取引（つまり、強制清算又は投売りではない）が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格をいう。
- B10 活発ではない市場における公正価値測定は、事実及び状況に左右され、重要な判断が必要となる。公正価値は企業固有の測定ではなく、市場ベースの測定であるため、資産又は負債を継続保有するという企業の意図は公正価値を測定する際には関係がない。
- B11 市場が活発でない場合であっても、当該市場におけるすべての取引に秩序がない（つまり、強制又は投売りである）と結論付けるのは適切ではない。取引が秩序ある取引ではないと示す状況には、次のようなものがあるが、それだけに限定されるものではない。

- (a) 現在の市場環境でそのような資産又は負債が関係する取引に関して、通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように測定日以前の一定期間について、市場に十分にさらされていなかった場合。
- (b) 通常かつ慣習的なマーケティング期間が設けられていたが、売り手は資産又は負債を一人の市場参加者にしか売り込んでいなかった場合。
- (c) 売り手が破綻又は管財人の管理下に置かれている、若しくはその寸前である場合（つまり、投売り）、又は売り手が規制上又は法律上の要件を満たすために売却することを求められた場合（つまり、強制）。
- (d) 取引価格が、同じ又は類似の資産又は負債の最近の他の取引と比べて異常値である場合。

企業は、入手可能な証拠に基づいて、取引が秩序ある取引であるかどうかを判断するために状況を評価する。

- B12 証拠が、取引が秩序ある取引ではないと示している場合、企業は、公正価値を測定する際又は市場リスク・プレミアムを見積る際に、（公正価値を示すその他の数値と比べて）当該取引価格に対してほとんどウェイト付けを行わない。
- B13 証拠が、取引は秩序ある取引であると示している場合、企業は、公正価値を測定する際又は市場リスク・プレミアムを見積る際に、当該取引価格を考慮する。公正価値のその他の指標と比較したときの当該取引価格へのウェイト付けは、取引の規模、測定の対象となる資産又は負債に対する取引の比較可能性、及び取引が測定日に近いことなどの事実及び状況に左右される。
- B14 取引が秩序ある取引かどうかを決定するために企業が十分な情報を有していない場合、当該企業は、公正価値を測定する際又は市場リスク・プレミアムを見積る際に、の当該取引価格を考慮する。しかし、当該取引価格は、公正価値の決定要因にはならない場合がある（つまり、公正価値を測定する又は市場リスク・プレミアムを見積るにあたり必ずしも唯一の又は主要な基礎となるわけではない）。特定の取引が秩序ある取引であるかどうかを決定するために企業が十分な情報を有していない場合、企業は当該取引のウェイト付けは少なくする。
- B15 企業は、取引が秩序ある取引であるかどうかを判断するためにあらゆる努力を行う必要はないが、合理的に入手可能な情報を無視してはならない。企業が取引の当事者である場合には、取引が秩序ある取引であるかどうかを決定するだけの十分な情報を有していると推定される。

第三者によって提供される公表価格

- B16 本 IFRS（案）は、企業が公正価値を測定するとき、企業がプライシング・サービス業者やブローカーなどの第三者によって提供された公表価格が本 IFRS（案）に従って算定されたものであると判断する場合には、当該公表価格の利用を排除していない。
- B17 市場が活発でない場合、企業は、公表価格が秩序ある取引を反映する現在の情報に基づくものであるか、又は市場参加者の仮定（リスクに関する仮定を含む）を反映した評価技法に基づくものかどうかを評価しなければならない。公正価値測定におけるインプットとして公表価格のウェイト付けを行うとき、企業は（取引に基づく公正価値を示すその他の数値と比較して）取引結果を反映していない公表価格へのウェイト付けは小さくする。
- B18 さらに、入手可能な証拠のウェイト付けを行うにあたり、公表価格の性質（例：公表価格が参考価格なのか、拘束力のあるオファー価格なのか）について考慮し、拘束力のあるオファー価格を基にした公表価格により大きなウェイト付けを行う。

付録 C

現在価値技法

本付録は、本基準の不可欠な一部を構成するものである。

はじめに

- C1 本付録では、公正価値を測定するための現在価値技法の利用についての情報を提供している。本ガイダンスは、伝統的技法又は割引率調整技法、及び期待キャッシュ・フロー（期待現在価値）技法に焦点を絞っている。本ガイダンスは、1つの特定の現在価値技法の利用を規定するものでなければ、公正価値を測定するための現在価値技法の利用をここで論じている技法に限定するものでもない。公正価値を測定するために用いられる現在価値技法は、測定される資産又は負債に固有の事実及び状況（例：比較可能な資産又は負債に関する価格が市場で観察可能か否か）、並びに十分なデータの入手可能性に左右される。

現在価値測定 of 構成要素

- C2 現在価値（インカム・アプローチの適用）とは、価値を最大化する行動と整合する割引率を用いて、不確実な将来の金額（キャッシュ・フロー又は価値）を現在の金額に結び付けるために用いられる手法である。現在価値を用いる資産又は負債の公正価値測定では、測定日における市場参加者の観点から以下の要素を捕捉しなければならない。
- (a) 測定される資産又は負債の将来キャッシュ・フローの見積り
 - (b) キャッシュ・フローに固有の不確実性を表すキャッシュ・フローの金額及び（又は）時期の変動の可能性についての期待
 - (c) キャッシュ・フローが対象としている期間と一致する満期日又は期間を有し、保有者に対し時期に関する不確実性又はデフォルト・リスクのいずれも生じさせることのないリスク・フリーの貨幣性資産の利率で表される貨幣の時間価値（リスク・フリー金利）
 - (d) キャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するための価格（リスク・プレミアム）
 - (e) その状況において市場参加者が考慮するその他の要素

一般原則

- C3 個々の現在価値評価技法は、これらの要素をどのように捕捉するかという点で異なる。しかし、公正価値を見積るために用いられるいかなる現在価値評価技法の適用も、次の一般原則に従うことになる。
- (a) キャッシュ・フロー及び割引率は、市場参加者が資産及び負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を反映していなければならない。
 - (b) キャッシュ・フロー及び割引率は、測定の対象となる資産又は負債の特性のみを考慮したものでなければならない。
 - (c) リスク要因の影響が二重計算されたり、省かれたりすることを防ぐため、割引率はキャッシュ・フローに固有の仮定と整合する仮定を反映していなければならない。^{*}
 - (d) キャッシュ・フロー及び割引率についての仮定は、内部で首尾一貫していなければならない。例えば、(インフレ率の影響を含む) 名目キャッシュ・フローは、インフレ率の影響を含む割引率で割引かなければならない。名目リスク・フリー金利にはインフレ率の影響が盛り込まれていなければならない。(インフレ率の影響を除外した) 実質キャッシュ・フローは、インフレ率の影響を除外した割引率で割引かなければならない。同様に、税引後キャッシュ・フローは税引後割引率を使って割引かなければならない。税引前キャッシュ・フローは、そのようなキャッシュ・フローと整合する割引率で割引かなければならない。

リスク及び不確実性

- C4 現在価値を用いる公正価値測定は、用いられるキャッシュ・フローが既知の金額ではなく見積りであるため、不確実性が存在する状況で行われる。多くの場合、キャッシュ・フローの金額と時期は不確実である。ローンの支払いなど、契約上で定められる金額でも、デフォルト・リスクが存在する場合には、不確実となる。
- C5 リスク回避型の市場参加者は、通常、資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するための対価（リスク・プレミアム）を求める。公正価値測

^{*} 例えば、ローンの契約上のキャッシュ・フローを使用する場合には、将来のデフォルトについての予想を反映した割引率が適切となる（割引率調整法）。(確率を加重平均した) 期待キャッシュ・フローを使用する場合には、期待キャッシュ・フローはすでに将来のデフォルトについての仮定を反映しているため、同じ割引率は使用されない（期待現在価値法）。代わりに、期待キャッシュ・フローに固有のリスクに見合う割引率を使用する。

定では、市場参加者がキャッシュ・フローにおけるリスク（不確実性）に対して要求するであろう金額を反映するリスク・プレミアムを含めなければならない。このリスク・プレミアムを含めなければ、公正価値を忠実に表すことはできない。場合によっては、適切なリスク・プレミアムを決定するのは困難であることがある。しかし、困難の度合いのみが、リスク調整を除外するための十分な根拠となることはない。

- C6 個々の現在価値技法は、リスクについてどのように調整を行い、どの種類のキャッシュ・フローを用いるかという点で異なる。例えば、
- (a) 割引率調整法（C7 項から C11 項参照）では、契約上の、約束された、又は最も可能性の高いキャッシュ・フロー及び(i) 当該キャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローとの差異の影響、及び(ii) 実際のキャッシュ・フローが最終的に期待キャッシュ・フローと異なるリスクを負担するために市場参加者が要求するリスク・プレミアムの両方について調整を行う割引率を用いる。
 - (b) 期待現在価値法の方法 1（C14 項参照）では、リスク調整後期待キャッシュ・フローとリスク・フリー・レートを用いる。
 - (c) 期待現在価値法の方法 2（C15 項参照）では、期待キャッシュ・フローと、市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるために調整された割引率（この割引率は割引率調整法で用いられる割引率とは異なる）が用いられる。

割引率調整法

- C7 割引率調整法では、それが契約上の、若しくは約束されたキャッシュ・フロー（債券の場合のように）であろうとも、最も可能性の高いキャッシュ・フローであろうとも、可能性のある見積金額範囲からの単一のセットのキャッシュ・フローを用いる。すべての場合において、当該キャッシュ・フローは特定の事象の発生を条件としている（例：債券に関する契約上の又は約束されたキャッシュ・フローは債務者によるデフォルト事象が発生しないことが条件となる）。割引率調整法で用いられる割引率は、市場で取引されている比較可能な資産又は負債の観察された利回りから算出される。したがって、契約上の、約束された、又は最も可能性の高いキャッシュ・フローは、そのような条件付のキャッシュ・フローについて観察される又は見積られる市場レートで割引かれる（市場利回り）。
- C8 割引率調整法では、比較可能な資産又は負債についての市場データの分析が必要となる。比較可能性は、キャッシュ・フローの性質（例：キャッシュ・フローが契約上のものなのか、契約上のものではないのか、また、経済状況の変化に同じように反応するか）及びその他の要因（例：信用状態、担保、期間、制限条項、

及び流動性)を考慮することにより成立する。単一の比較可能な資産及び負債が、測定の対象である資産又は負債のキャッシュ・フローに固有のリスクを適正に反映していない場合には、代わりに、リスク・フリー・イールドカーブと併せて複数の比較可能な資産又は負債についてのデータを使って割引率を算出することもできる(「ビルドアップ」アプローチ)。

C9 ビルドアップ・アプローチを説明するにあたり、資産 A は 1 年後に CU800*を受け取る契約上の権利であると仮定する(時期の不確実性はない)。比較可能な資産については市場が確立されており、価格情報など当該資産に関する情報は入手することができる。そのような比較可能な資産のうち、

(a) 資産 B は 1 年で CU1,200 を受け取る契約上の権利であり、その市場価格は CU1,083 である。したがって、計算年利回り(1 年の市場利回り)は $10.8\%[(CU1,200/CU1,083)-1]$ である。

(b) 資産 C は 2 年で CU700 を受け取る契約上の権利であり、その市場価格は CU566 である。したがって、計算年利回り(2 年の市場利回り)は $11.2\%[(CU700/CU566)^{0.5}-1]$ である。

(c) リスク(可能性のあるペイオフ及び信用の分散)に関しては 3 つの資産はすべて比較可能となる。

C10 資産 A について受け取る契約上の支払いの時期を基にすると(資産 B の 1 年間に対し、資産 C は 2 年)、資産 B はより資産 A と比較可能であるとみなされる。資産 A について受け取る契約上の支払い(CU800)と資産 B から算出した 1 年の市場利回り(10.8%)を使うと、資産 A の公正価値は CU722 ($CU800/1.108$)となる。資産 B について入手可能な市場情報が存在しない場合には、代わりに、ビルドアップ・アプローチを用いて資産 C から 1 年の市場利回りを算出することができる。その場合には、資産 C により示される 2 年の市場利回り(11.2%)を、リスク・フリー・イールドカーブの期間構造を用いて 1 年の市場利回りに修正する。1 年物資産と 2 年物資産とでリスク・プレミアムが同じになるかどうかを判断するために、さらなる情報及び分析が要求される場合がある。1 年物資産と 2 年物資産とでリスク・プレミアムが同じとはならないと判断される場合には、2 年の市場利回りをその影響についてさらに調整しなければならない。

C11 割引率調整法を固定債権に適用する際、測定の対象となる資産又は負債のキャッ

* 本 IFRS (案) では、金額の単位には「通貨単位 (currency unit (CU))」を用いている。

シュ・フローに固有のリスクについての調整は、割引率に含まれる。割引率調整法を固定債権ではないキャッシュ・フローへ適用する場合、割引率が算出された観察された資産又は負債との比較可能性を得るため、キャッシュ・フローの調整が必要となる場合がある。

期待現在価値技法

- C12 期待現在価値技法では、理論上、可能性のあるすべてのキャッシュ・フロー（期待キャッシュ・フロー）の確率加重平均を表す 1 セットのキャッシュ・フローを開始点として用いる。その結果生じる見積りは、期待価値と同じになる。期待価値とは、統計用語で、それぞれの確率がウェイトとして用いられる場合の確率変数の生じうる値の加重平均をいう。可能性のあるすべてのキャッシュ・フローは確率加重されているため、（割引率調整法で使われるキャッシュ・フローとは異なり）その結果生じる期待キャッシュ・フローは特定の事象の発生を条件としない。
- C13 投資の意思決定を行うにあたり、リスク回避型の市場参加者は、実際のキャッシュ・フローが最終的に期待キャッシュ・フローと異なるリスクを考慮するであろう。ポートフォリオ理論では、2 種類のリスクが区分される。1 つ目のリスクは、特定の資産又は負債に固有のリスクである。このリスクは、アンシステムティック（分散可能）リスクとも呼ばれている。2 つ目のリスクは、一般的な市場リスクである。このリスクは、システムティック（分散不能）リスクとも呼ばれている。資産（又は負債）のシステムティック（分散不能）リスクとは、資産（又は負債）がポートフォリオに追加されるときに、資産（又は負債）による分散ポートフォリオの分散の増加量を指す。ポートフォリオ理論によれば、市場参加者は均衡市場では、キャッシュ・フローに固有のシステムティック（分散不能）を負担する場合にのみ対価を受ける。（非効率又は不均衡な市場では、その他の形式の利益又は対価も可能となる）
- C14 期待現在価値技法の手法 1 では、キャッシュ・リスク・プレミアムを控除した期待キャッシュ・フローをシステムティック（市場）リスクについて調整を行う（リスク調整後期待キャッシュ・フロー）。これらのリスク調整後期待キャッシュ・フローとは、確実性等価キャッシュ・フローを表すものであり、リスク・フリー・金利で割引かれる。確実性等価キャッシュ・フローとは、市場参加者が一定のキャッシュ・フローと引換えに期待キャッシュ・フローを取引することに無差別となるようにリスクについて調整した期待キャッシュ・フロー（定義のとおり）をいう。例えば、市場参加者が一定のキャッシュ・フロー CU1,000 と引換えに CU1,200 の期待キャッシュ・フローを自発的に取引するとしたら、CU1,000 が CU1,200 の確実性等価となる（CU200 はキャッシュ・リスク・プレミアムを表す）。この場

合、市場参加者は保有する資産については無差別になる。

- C15 これとは対照的に、期待現在価値技法の手法 2 では、リスク・フリー金利にリスク・プレミアムを加算することでシステムティック（市場）リスクについての調整を行う。したがって、期待キャッシュ・フローは、確率加重キャッシュ・フローに関連する予想レートに対応するレート（期待利回り）で割引かれる。資本資産価格決定モデルなど、リスク資産のプライシングを行うために用いられるモデルを、期待利回りを見積るにあたり用いることができる。割引率調整法で用いられている割引率は条件付キャッシュ・フローに関連する利回りであるため、期待キャッシュ・フロー又は確率加重平均キャッシュ・フローに関連する期待利回りとなる、期待現在価値技法の手法 2 で用いられる割引率よりも高くなる可能性が高い。
- C16 手法 1 と 2 を説明するにあたり、以下に示す発生可能性のあるキャッシュ・フロー及び確率に基づき、1年に CU780 の期待キャッシュ・フローが生じる資産を仮定する。期間 1 年のキャッシュ・フローに適用されるリスク・フリー金利は 5%であり、同じリスク・プロファイルを持つ資産のシステムティック・リスク・プレミアムは 3%である。

発生可能性のあるキャッシュ・フロー	確率	確率加重平均キャッシュ・フロー
CU500	15%	CU75
CU800	60%	CU480
CU900	25%	CU225
期待キャッシュ・フロー		CU780

- C17 この単純な説明では、期待キャッシュ・フロー（CU780）は 3 つの可能性のある結果の確率加重平均を表す。より現実的な状況では、さらに多くの結果が存在する可能性がある。しかし、期待現在価値技法を適用するために複雑なモデルや技法を使って、文字通り可能性のあるすべてのキャッシュ・フローの分布を考慮することは必ずしも必要ではない。それよりも、数々の可能性のあるキャッシュ・フローの配列を捕捉する限定的な数の離散的なシナリオと確率を設定すべきである。例えば、企業は、市場参加者の仮定を考慮に入れ、事後に発生した状況の変化（例：経済状況又は市場条件、業界動向及び競争といった外的要因の変化、並びに企業にさらに特定の影響を及ぼす内的要因の変化）について調整を加えた、過去の同

じ期間の実現後キャッシュ・フローを用いる場合がある。

C18 理論上は、資産のキャッシュ・フローの現在価値（公正価値）は、下記で説明しているように、手法1で算定しようと手法2で算定しようと同じになる（CU722）。

(a) 手法1では、期待キャッシュ・フローをシステムティック（市場）リスクについて調整する。リスク調整額を直接示すような市場データが存在しない場合、当該調整額を確実性等価の概念を用いる資産価格決定モデルから算出することができる。例えば、リスク調整額（キャッシュ・リスク・プレミアム CU22）を、システムティック・リスク・プレミアム（3%）から算定することができる（ $CU780 - [CU780 \times (1.05/1.08)]$ ）、リスク調整後期待キャッシュ・フローは CU758（ $CU780 - CU22$ ）となる。CU758はCU780の確実性等価であり、リスク・フリー金利（5%）で割引かれる。資産の現在価値（公正価値）は CU722（ $CU758/1.05$ ）となる。

(b) 手法2では、期待キャッシュ・フローはシステムティック（市場）リスクについて調整しない。その代わりに当該リスクについての調整は割引率に含まれている。したがって、期待キャッシュ・フローは期待収益率 8%（リスク・フリー金利 5%にシステムティック・リスク・プレミアム 3%を加算）で割引かれる。資産の現在価値（公正価値）は CU722（ $CU780/1.08$ ）となる。

CU19 公正価値を測定する際に期待現在価値技法を用いる場合には、手法1か手法2のいずれかを用いることができる。手法1と2のどちらを用いるかは、測定の対象となる資産又は負債に特有の事実及び状況、十分なデータが入手できる範囲、並びに下される判断によって異なる。

付録 D

他の IFRS の改訂

本付録（案）における修正は、[公開後に挿入される日付] 以後開始する事業年度から適用しなければならない。企業が、本 IFRS（案）を早期適用する場合は、早期適用期間に対してもこれらの修正を適用しなければならない。修正された項は、新たな内容には下線が引かれ、削除される内容には取消し線が引かれている。

定義の変更

- D1 IFRS 第 1 号、IFRS 第 3 号から IFRS 第 5 号、IAS 第 2 号、IAS 第 16 号から IAS 第 21 号、IAS 第 32 号及び IAS 第 39 号から IAS 第 41 号の「公正価値」の定義は以下に置き換えられる。

「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格をいう（IFRS（案）第 X 号「公正価値測定」を参照）。

- D2 IAS 第 36 号の「売却費用控除後の公正価値」の定義は以下に置き換えられる。

「売却費用控除後の公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産又はキャッシュを生み出す単位を売却することにより受け取るであろう価格から処分費用を差し引いた金額をいう。

- D3 IAS 第 38 号の「資産の公正価値」の定義は、上記の公正価値の定義に置き換えられる。

IFRS 第 2 号「株式報酬」

- D4 はじめに及び当該 IFRS 中のすべての「公正価値」という用語は、「市場価値」という用語に置き換えられる。

- D5 公正価値の定義は削除され、以下の定義が追加される。

「市場価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、権利確定条件及びリロード要素についての市場参加者の仮定を考慮に入れない、資産を売却、負債の移転、又は持分金融商品の交換によって受け取る又は支払うであろう金額をいう。

D6 これにより、他の IFRS の以下の項における公正価値は市場価値に置き換えられる。

IFRS 第 1 号	D2 項
IAS 第 33 号	第 47A 項、例 5A

IFRS 第 3 号「企業結合」(2008 年改訂)

D7 第 29 項は以下の通り改訂される。

29 取得企業は、無形資産として認識される再取得権の価値を、市場参加者が公正価値を算定するにあたり契約の更新の可能性を検討したとしてもするかどうかに関わらず、関連する契約の契約残存期間に基づいて測定しなければならない。B35 項から B36 項で、関連する適用指針を規定する。

D8 第 30 項は以下の通り改訂される。

30 取得企業は、被取得企業の株式報酬制度を、取得企業の株式報酬制度に置き換える際の負債又は持分金融商品を、IFRS 第 2 号「株式報酬」に定められる方法に従って測定しなければならない。~~(IFRS 第 2 号では、その方法の結果を報酬の「市場価格を基にした測定額」と呼んでいる)~~

D9 付録 B の B43 項と B46 項は以下の通り改訂される。

B43 競争上の、又はその他の理由で、取得企業が、例えば、研究開発無形資産等の取得資産を使用しないと意図する、又は他の市場参加者が使用するであろう方法とは異なる方法で使用することを意図する場合がある。それにもかかわらず、取得企業は IFRS (案) 第 X 号に従い、他の市場参加者の使用方法に従って公正価値で、当初測定時及びその後の減損判定において売却費用控除後の公正価値を算定する際の両方において、適切な評価前提に基づく最有効使用を反映して、資産を測定しなければならない。

B46 対価の譲渡なしに達成される企業結合の場合、取得企業は、のれん又は割引購入から得られた利得を測定するため、被取得企業に対する持分の取得日における公正価値を、譲渡された対価の公正価値に置き換えなければならない (第 32 項から第 34 項参照)。取得企業は、~~その状況において適切となり、十分なデータが入手可能となる 1 ないし複数の評価技法を用いて、被取得企業に対する持分の取得日における公正価値を測定すべきである。~~

~~複数の評価技法が利用される場合には、取得企業は、利用される入力数値の目的適合性と信頼性、及びデータの入手可能となる範囲を考慮して、当該技法の結果について評価しなければならない。取得企業は、被取得企業に対する投資の取得日時点の公正価値を IFRS (案) 第 X 号に従って算定しなければならない。~~

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

D10 第 27 項から第 27B 項は削除される。

D11 第 28 項は以下の通り改訂される。

28 ~~ある金融商品の市場が活発な市場でない場合には、企業は評価技法を用いて公正価値を算定する (IAS 第 39 号 AG74 項から AG79 項を参照)。それにもかかわらず、当初認識時における公正価値の最善の証拠は、取引価格 (つまり、支払ったか又は受け取った対価の公正価値) である。ただし、IAS 第 39 号 AG76 項に記載されている条件が満たされる場合を除く。当初認識時における公正価値と評価技法を用いて当初認識日に算定される金額に差異があり得るということになる。そのような差異がある場合、企業は金融商品の種類別に以下を開示しなければならない：企業は時に、公正価値が同じ金融商品 (つまり、修正やリパッケージなしに) の観察可能な現在の市場取引によって裏付けられていない又は観察可能な市場からのデータのみを変数としている評価技法に基づいていない (IAS 第 39 号 AG76 項参照) という理由から、金融資産又は金融負債の当初認識時点で利得又は損失を認識しないことがある。そのような場合、企業は金融資産又は金融負債の種類ごとに以下の事項を開示しなければならない。~~

- (a) ~~市場参加者が価格を設定する際に考慮する要素 (時間を含む) における変動を反映するため~~当初認識時の公正価値と取引価格の差額を損益計算書において当該差異を認識するための会計方針 (IAS 第 39 号 AG76 項 (b) を参照) ；及び
- (b) ~~期首及び期末において純利益でいまだに認識されていない差異の総額及び当該差異残高の変動の調整。~~公正価値測定が分類されている公正価値ヒエラルキーにおけるレベルごとにこの開示を行わなければならない。
- (c) 公正価値を裏付ける証拠の説明と併せて、取引価格が公正価値の最

善の証拠ではないと企業が決定した理由

D12 第 28A 項が追加される。

28A 企業が金融資産又は金融負債を取引価格とは異なる公正価値で当初認識する際に利得又は損失を認識する場合（IAS 第 39 号第 76 項参照）、当該企業は金融資産又は金融負債の各種類について、公正価値測定が分類されている公正価値ヒエラルキーにおけるレベルごとに利得又は損失を個別に開示しなければならない。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」

D13 IAS 第 1 号の第 133 項は以下の通り改訂される。

133 第 125 項に従って要求されることになるであろう仮定のいくつかについての開示を、その他の IFRS では要求している。例えば、IAS 第 37 号は、特定の状況において、各種引当金に影響を与える将来事象に関する主要な仮定の開示を要求している。IFRS（案）第 X 号「公正価値測定」~~IFRS 第 7 号は、公正価値で計上されている金融資産及び金融負債の公正価値を見積るために適用される重要な仮定の開示を要求する。IAS 第 16 号は、再評価された有形固定資産項目の公正価値を見積るのに適用される重要な仮定の開示を求める。~~

IAS 第 2 号「棚卸資産」

D14 IAS 第 2 号第 7 項は以下の通り改訂される。

7 正味実現可能価額とは、企業が通常の事業の過程における棚卸資産の売却により実現されることが予測される正味の金額をいう。公正価値は、同じ棚卸資産が市場で必要な知識のある自発的な買い手と売り手の間で交換される金額を表す。公正価値は、同じ棚卸資産を最も有利な当該棚卸資産の市場において売却する市場参加者間の秩序ある取引における価格を反映している。前者は企業固有の価値であるが、後者はそうではない。棚卸資産の正味実現可能価額は、販売原価控除後の公正価値と等しくならなければならないことがある。

IAS 第 16 号「有形固定資産」

D15 第 32 項及び第 33 項は削除される。

D16 第 72 項及び第 77 項は以下の通り改訂される。

72 有形固定資産項目の処分により受領可能となる対価は、当初、公正価値で認識される。当該資産項目に対する支払いが遅延する場合には、受領する対価は、当初、現金価格相当額で認識される。対価の名目金額と現金価格相当額の差異は対価の名目金額とその公正価値の差額が、受領する対価の実効利回りを反映して IAS 第 18 号に従って利息収入として認識される。

77 有形固定資産項目が再評価額で計上されている場合には、IFRS 第 X 号の開示項目に加えて、以下の事項を開示しなければならない。

- (a) **再評価の実施日；**
- (b) **独立した鑑定人の関与の有無；**
- (c) **[削除]当該資産項目の公正価値の見積りに適用した方法及び重要な仮定；**
- (d) **[削除]当該資産項目の公正価値が、活発な市場又は独立第三者間取引条件による最近の市場取引で観察可能な価格を直接参考にして算定された、又はその他の評価技法を用いて見積られた範囲；**
- (e) **再評価された各種類の有形固定資産について、資産が原価モデルで計上されていたとすれば認識されていたであろう帳簿価額；及び**
- (f) **当該期間の再評価剰余金の変動額及び株主への配当制限を示した再評価剰余金の金額。**

IAS 第 18 号「収益」

D17 第 10 項及び第 11 項は以下の通り改訂される。

10 取引から生ずる収益の額は、通常その企業と資産の買い手又は利用者との間の契約により決定される。それは、企業が受領した又は受領可能な対価の公正価値（企業が許容した値引き及び割戻しの額を考慮後）により測定される。受領した又は受領可能な対価について、企業が許容した値引き及び割戻しの額を考慮に入れる。

- 11 ほとんどの場合、対価は現金又は現金同等物の形であり、収益の額は受領した又は受領可能な現金又は現金同等物の額である。しかし、現金又は現金同等物の流入が繰り延べられる場合、対価の公正価値は、受領した又は受領可能な現金の名目額より少なくなることがある。例えば、企業は、物品の販売の対価として、無利息の信用を買い手に供与したり、市場金利を下回る金利付きの受取手形を買い手から受け入れることがある。その契約が実質的に金融取引を構成する場合、その対価の公正価値は、IFRS (案) 第 X 号に従って将来のすべての入金のみなし利率により割引いて決定される。~~みなし利率とは、次の2つのうち、より明確に決定可能なものをいう。~~
- (a) ~~類似の信用格付けを有する発行者の類似した金融商品に対する一般的な利率；又は~~
- (b) ~~その金融商品の名目額を物品又は役務の現金販売価格へ割引くときの利率。~~
- 対価の公正価値と名目額の差額は、第 29 及び第 30 項及び IAS 第 39 号に従い、利息収益として認識する。

IAS 第 19 号「従業員給付」

- D18 第 102 項、第 104 項及び第 104D 項は以下の通り改訂される。
- 102 第 54 項により財政状態計算書で認識する金額を決定するに当たり、制度資産があればその公正価値を減額する。~~市場価格を入手できないときには、~~例えば、制度資産に関連するリスク及び当該資産の満期日又は予想される処分日（満期日のない場合には、関連する債務の清算までの予想される期間）の双方を反映した割引率を利用して、~~予想される将来のキャッシュ・フローを割引くことによって制度資産の公正価値を見積る。~~すべての制度資産の公正価値は IFRS 第 X 号に従って算定される。
- 104 制度資産に制度の下で支払うべき給付の一部又は全部について金額と時期が完全に一致した適格保険証券を含む場合には、実務上の簡便法として、第 54 項で述べられたように、当該保険証券の公正価値は関連する債務の現在価値とみなされる（保険証券に基づく制度の債権が完全には回収できない場合に要求される減額がありうる）。
- 104D 給付建制度の下で支払うべき給付の一部又は全部について金額と時期が完全に一致した保険証券に基づいて補填の権利が生ずる場合、実務上の簡便

法として、補填の公正価値は第 54 項で説明したように、関連する債務の現在価値とみなされる（補填が完全には回収できない場合に要求される減額を条件とする）。

D19 第 120A 項(ea)が以下の通り追加される（第 120A 項(e)の改訂は提案されていないが、ここでは文脈が分かるように掲載している）。

120A 企業は、給付建制度に関して以下の情報を開示しなければならない。

(中略)

(e) 下記のそれぞれの項目に起因する当期の影響額について、該当があれば個別に分かるような、制度資産の公正価値の期首残高と期末残高の調整表及び第104A 項に従って資産として認識される補填の権利の期首残高と期末残高の調整表

(i) 制度資産の期待収益

(ii) 保険数理差損益

(iii) 企業の表示通貨とは異なる通貨で測定される制度に関する為替レートの変動

(iv) 事業主の掛金

(v) 制度加入者の掛金

(vi) 給付支払額

(vii) 企業結合及び

(viii) 清算

(ea) (j)の規定に従い開示されている制度資産の各カテゴリーについて、IFRS (案) 第 X 号によって要求されている開示。ただし、以下を除く。企業が制度資産の価値及び確定給付債務の一部について変動が生じた期間の後の期間で当該変動を認識する遅延認識モデルを採用している場合、当該企業は制度資産についての利得又は損失を開示しなければならないが、IFRS 第 X 号の第 57 項(e) (i)、(e) (ii)、及び(f)で要求されているように当期純利益で認識した金額とその他の包括利益で認識した金額とを区別する必要はない。

IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」

D20 第 32 項及び第 33 項は以下の通り改訂される。

- 32 **退職給付制度投資は、第 33 項に定める場合を除き、IFRS (案) 第 X 号「公正価値測定」に従って算定された公正価値で計上しなければならない。市場性ある有価証券の場合は、公正価値は市場価値である。制度が、公正価値の見積りが不可能な投資を有している場合は、公正価値を利用しない理由を開示しなければならない。**
- 33 ~~市場性ある有価証券の場合、公正価値は、通常、市場価値である。なぜならば、これは、報告目における有価証券の、そしてその期の投資成果の、最も有用な測定額であると考えられているからである。それらの有価証券が確定償還価値を有し、その制度の債務又はその特定の部分に対応するように取得されている場合は、満期までの収益の一定率を仮定した、最終償還価値に基づいた金額で計上されることがある。公正価値を信頼性をもって見積ることができない制度投資を保有している場合、制度が、公正価値の見積不可能な投資を有している場合、例えば、企業の全体の所有権のようなものは、公正価値で評価されない理由を開示しなければならない。投資が、市場価値又は公正価値とは異なった金額で計上される場合は、公正価値が、通常開示される。その基金の運用のために使用されている資産は、該当する IFRS 基準に準拠して会計処理される。~~

IAS 第 33 号「1 株当たり利益」

D21 第 8 項は以下の通り改訂される。

- 8 IAS 第 32 号「金融商品：表示」に定義される用語は、別途説明がない限り、IAS 第 32 号第 11 項に特定される意味で本基準では使用される。IAS 第 32 号は、金融商品、金融資産、金融負債、及び持分金融商品及び公正価値について定義しており、これらの定義を適用する場合の指針を定めている。 IFRS (案) 第 X 号「公正価値測定」は公正価値を定義しており、当該定義の適用についてのガイダンスを提供している。

IAS 第 34 号「中間財務報告」

D22 第 16(k)が以下の通り追加される。

- 16 企業はそれが重要であり、しかも中間財務報告書のいかなる部分において開示されていないときは、最小限、次の情報を中間財務諸表の注記に含めなければならない。当該情報は通常は、期初からの累計ベースで報告しなければならない。しかし、企業は当該中間期間を理解する上で重要性のある事象又は取引についても開示しなければならない。

(中略)

(k) 金融商品については、IFRS (案) 第 X 号「公正価値測定」の第 56 項から第 59 項及び第 61 項、並びに IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 25 項、第 26 項、及び第 28 項から第 30 項で要求されている公正価値についての開示

IAS 第 36 号「資産の減損」

D23 第 6 項は以下の通り改訂される。

- 6 以下の用語は、本基準では下記に定義した意味で用いている：

~~活発な市場とは、以下のすべての状況の存在する市場をいう。~~

- ~~—(a) 市場内で取引される物品は同質である；~~
- ~~—(b) 自発的な買い手と売り手を通常いつでも見つけられる；かつ~~
- ~~—(c) 価格は公表されている。~~

(後略)

D24 第 25 項から第 27 項は削除され、第 25A 項が追加される。

25A 公正価値は IFRS (案) 第 X 号に従って算定される。

IAS 第 38 号「無形資産」

D25 第 35 項の上の見出しが以下の通り改訂される。

企業結合で取得した無形資産の公正価値の測定

D26 第 39 項から第 41 項は削除される。

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

D27 第 43A 項が追加される。第 43 項の改訂は提案されていないが、参照しやすいようにここに記載している。

43 金融資産又は金融負債が当初認識される際、企業はそれを公正価値で測定し、金融資産又は金融負債が損益計算書を通じて公正価値で測定されない場合には、金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引費用を加算して測定しなければならない。

43A しかし、金融資産又は金融負債の当初認識時点の公正価値が取引価格と異なる場合には、企業は AG76 項を適用しなければならない。

D28 第 48 項及び第 48A 項は削除される。

D29 第 48B 項が以下の通り追加される。

48B 企業は保有する金融商品に対して、保有している単位数について単位当たり価格を修正することなく、IFRS (案) 第 X 号を適用しなければならない。例えば、ある金融商品について活発な市場での公表価格がある場合、所有する金融商品の公正価値は、当該価格と保有する単位数の積となる。

D30 付録 A の AG46 項と AG64 項は以下の通り改訂される。

AG46 第 27 項を適用する目的上、認識を継続すべき部分と認識の中止を行う部分の公正価値を見積る際には、企業は、第 28 項に加えて第 48 項、及び IFRS (案) 第 X 号第 49 項及び AG69 項から AG82 項の公正価値測定の規定を適用する。

AG64 当初認識時の金融商品の公正価値は、通常は取引価格、~~（つまり、支払ったか又は受け取った対価の公正価値（IFRS (案) 第 X 号及び AG76 項も参照のこと）である。~~しかし、支払ったか又は受け取った対価の一部が金融商品以外のものである場合には、その金融商品を IFRS (案) 第 X 号に従って評価技法を用いて見積る ~~（AG74 項から AG79 項を参照）。~~例えば、金利の付かない長期の貸付金又は債権の公正価値は、将来のすべての現金受取額を同様の信用格付けを有する類似の（通貨、期間、金利の種類その他の要因について類似している）金融商品の市場金利で割引いた現在価値として見積ることができる。追加的な貸付額は、他の種類の資産として認識の要件を満たさない限り、費用又は収益の控除である。

D31 AG69 項から AG75 項は削除される。

D32 AG76 項は以下の通り改訂される。

AG76 ~~したがって、評価技法は、(a) 市場参加者が価格設定の際に考慮するであろうすべての要因を織り込み、(b) 金融商品の価格算定について広く受け入れられている経済学的方法論と整合したものとする。企業は、定期的に、同一の金融商品（つまり、当該金融商品を変形したり改造したりしないで）の観察可能な現在の市場取引による価格を用いて、又はその他の利用できる観察可能な市場データに基づいて、評価技法を測定し、有効性を検証する。企業は、当該金融商品が創出又は購入されたのと同じ市場で、継続的に市場データを入手する。当初認識時における金融商品の公正価値の最善の証拠は、通常は取引価格（IFRS（案）第 X 号の第 36 項参照つまり、支払ったか又は受け取った対価の公正価値）である。第 43A 項で述べているように、企業が当初認識時点で公正価値が取引価格と異なると判断した場合、当該企業は当該日において以下のようにその金融商品を測定しなければならない。~~

(a) 第 43 項で求められる測定において、当該公正価値がただし、当該金融商品の公正価値が、同一の金融商品（つまり、当該金融商品を変形したり改造したりしないで）の観察可能な現在の市場取引との比較により証明されたり、又は観察可能な市場からのデータのみを変数とした評価技法に基づいている場合を除く。企業は当初認識時の公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識しなければならない。

(b) それ以外の場合はすべて、第 43 項で求められる測定において、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるよう修正する。当初認識後、企業はこの繰延差額を、市場参加者が価格を設定する際に考慮する要素（時間を含む）における変動の範囲についてのみ、利得又は損失として認識する。

D33 AG76A 項から AG79 項及び AG82 項は削除される。

D34 れにより、他の IFRS の以下の項における AG69 項から AG70 項への参照は、IFRS（案）第 X 号への参照に置き換えられる。

IFRS 第 1 号	D20 項
IFRS 第 7 号	第 28 項

IAS 第 40 号「投資不動産」

D35 第 36 項から第 40 項、第 42 項から第 49 項、第 51 項及び第 75 項(d)は削除される。

D36 第 36A 項が以下の通り追加される。

36A 投資不動産の公正価値は IFRS (案) 第 X 号に従って算定される。

D37 第 80 項が以下の通り改訂される。

80 従前は IAS 第 40 号 (2000 年) を適用して、初めてオペレーティング・リースの下で保有される一定の又はすべての適格不動産賃借権を投資不動産として分類し、会計処理することを選択する企業は、当該選択による効果を、当該選択を最初に行う期間の期首利益剰余金残高の修正として計上しなければならない。さらに：

(a) 企業が前期又はそれ以前の期間にかかる当該不動産賃借権の公正価値 (第5項の公正価値の定義及び第36項から第52項の指針の定義を満たす規準で決定されている) を従来一般に開示 (財務諸表又は他の方法による) していた場合、企業は以下のことを奨励されるが強制はされない。

(i) このような公正価値が一般に開示された、最も早い期間の期首利益剰余金の残高を修正すること； かつ

(ii) これらの期間の比較財務情報を修正再表示を行うこと； さらに

(b) (後略)

IAS 第 41 号「農業」

D38 第 8 項が以下の通り改訂される。

8 以下の用語は、本基準では下記に定義した意味で用いている。

~~活発な市場とは、次のすべての条件が存在する市場をいう。~~

~~—(a) 市場で取引される物品は同質である；~~

~~—(b) 自発的な買い手と売り手を通常いつでも見つけることができる；~~

~~かつ~~

~~(e) 価格は公表されている。~~

(後略)

D39 第9項、第17項から第21項及び第23項は削除される。

IFRIC 第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」

D40 適用指針のAG2項は以下の通り改訂される。

AG2 企業は、商品クレジットの公正価値を、引換えることができる商品の公正価値を参照して見積る場合がある。これらの商品の公正価値は、以下を考慮に入れるように減額される。

- (a) 初回売上時に商品クレジットを稼得していない顧客に提供される商品の公正価値
- (b) 顧客が引換えを行わないと予想される商品クレジットの割合；及び
- (c) 不履行リスク

顧客が引換えを複数の商品から選択できる場合、商品クレジットの公正価値は、選択が見込まれる割合を加重平均した選択可能な商品の公正価値を反映したものになる。

審議会による「公正価値測定」の承認

公開草案「公正価値測定」は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーにより、公表が承認された。

デイビッド・トゥイーディー卿 議長
トーマス・E・ジョーンズ 副議長
メアリー・E・バース
スティーブン・クーパー
フィリップ・ダンジョー
ヤン・エングストローム
ロバート・P・ガーネット
ジルベール・ジェラルド
パラバックア・カラバッチェラ
ジェームズ・J・ライゼンリング
ウォーレン・J・マグレガー
ジョン・T・スミス
山田辰巳
ウェイ・グオ・ツァン